

## 議事日程第2号

令和6年3月6日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

町長の施政方針（所信表明）に対する質問（1番、3番）

### 出席議員（12名）

議長 大沢 まり子	1番 鈴木 篤志	2番 広川 大介
3番 山田 徹	5番 可児 さとみ	6番 鈴木 秀和
7番 清水 亮太	8番 奥村 悟	9番 伏屋 光幸
10番 高山 由行	11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡辺 幸伸	教 育 長 奥村 恒也
総務部長 各務 元規	民 生 部 長 中村 治彦
建設部長 早川 均	企 画 調 整 担 当 参 事 田中 克典
教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次	総務防災課長 古川 孝
企画課長 山田 敏寛	環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 金子 文仁
亜炭鉱廃坑 対策室長 木村 公彦	税 務 課 長 丸山 浩史
住民環境課長 高木 雅春	保険長寿課長 大久保 嘉博
福祉課長 日比野 浩士	農 林 課 長 渡辺 一直
上下水道課長 可児 英治	建 設 課 長 石原 昭治
会計管理者 塚本 政文	生涯学習課長 日比野 克彦

### 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝	議 会 事 務 局 書 記 井戸 芳枝
--------------	---------------------

## 開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく  
お願いします。

なお、本日の会議はインターネット配信用にビデオカメラによる撮影をいたしますので御了  
承ください。

また、岐阜新聞社可児支局様、ジャーナリスト井澤宏明様より撮影の依頼がありましたので、  
これを許可いたします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男君の2名を指名いたします。

---

## 一般質問及び町長の施政方針に対する質問

議長（大沢まり子君）

日程第2、一般質問及び町長の施政方針に対する質問を行います。

町政一般に対する質問と町長の施政方針に対する質問の通告がありましたので、一般質問の  
受付順序に従って発言を許します。

一般質問と施政方針に対する質問がある方は、一般質問の後に町長の施政方針に対する質問  
を行ってください。

なお、申合せにより、一般質問の上限時間を60分、町長への施政方針に対する質問時間の上  
限時間を20分と決めさせていただきました。

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それではお許しをいただきましたので、久しぶりのトップバッターでございますけれども、  
質問をさせていただきます。

質問は1点で、带状疱疹予防接種に対する助成金についてでございます。

本日の質問に先立ちまして、1月1日の能登半島地震において亡くなられた方々に心からお

悔やみを申し上げます。そして、被災された皆様に対して、一日も早い復興を望むと同時に、一日も早く心穏やかな暮らしが戻りますことをお祈り申し上げます。

また、復興に当たられる方々に対しましても心から敬意を表します。

本日は、通告しましたとおり、带状疱疹予防接種に対する助成金について、1問質問をさせていただきます。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気です。体の左右どちらかの神経に沿って痛みを伴う赤い発疹と水膨れが多数集まって帯状に生じます。带状疱疹の合併症として、皮膚症状が治まった後も痛みが続く带状疱疹後神経痛が知られています。とても痛いと聞いております。

さて、带状疱疹の予防ですけれども、50歳以上の人は带状疱疹の予防接種を受けることができます。実は、日本人成人の90%以上は、带状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜入することによってできる抗体を有していると言われています。これは多くの方が子供のときに感染する水ぼうそうが水痘带状疱疹ウイルスの感染によるもので、感染したウイルスは水ぼうそうが治った後も症状を出さない状態で体内に潜み続けています。

このように、子供のときに水痘带状疱疹ウイルスに感染した人は、このウイルスに感染する免疫を持っていますが、獲得した免疫は年齢とともに弱まり、带状疱疹を発症することが多くある傾向があります。

また、一度带状疱疹になった人でも、体の免疫機能が低下すると再びなる可能性があります。そのため、ワクチンを接種して免疫の強化を図ろうというのが带状疱疹の予防接種です。接種することで、発症の予防効果や発症した場合の症状を軽くする効果が期待できます。50歳以上は带状疱疹の発症率が高くなる傾向がありますので、予防接種は带状疱疹を発症しないための選択肢の一つとなります。

带状疱疹ワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。

带状疱疹ワクチンは任意接種のため、接種費用は全額自己負担となりますが、ワクチンの費用を一部助成している市町村もあります。

令和4年第4回定例会一般質問で、大沢議員が带状疱疹ワクチン接種に対する助成を望むという質問をされています。そのときの民生部長の御答弁は、以下のとおりです。

带状疱疹ワクチンは任意接種に分類されるので、全額個人負担となる。現在、国において定期予防接種への検証、評価が進められており、その動向に注視しているというものでした。

大沢議員が質問された令和4年12月当時、ワクチン助成を実施している自治体は、岐阜県内においては飛騨市、海津市、輪之内町の3自治体だけでしたが、令和5年になって助成を始めた自治体が増えてきました。県内では、現在17市町村が助成をしています。特に可茂管内では、

可児市、白川町、富加町、川辺町、東白川村の5市町村が助成事業に取り組んでいます。近隣の助成が始まったことに加えて、CMでの宣伝効果が上がってきているのか、带状疱疹ワクチンに関して町民の関心も高まってきているように思います。現に、何人かの方から、御嵩町は带状疱疹ワクチンの助成金が出るのか聞かれました。

以上のような理由から、大沢議員が質問されたときと社会情勢が変わってきていることと、何より御嵩町では町長が代わられたことから、今回質問として取り上げさせていただきました。

高齢化が進んでいる御嵩町においても、町民の健康寿命を延ばし、健康を守る視点から、带状疱疹ワクチン予防接種に対する助成をお願いしたいと思いますので、御見解をお聞かせください。以上です。

#### 議長（大沢まり子君）

民生部長 中村治彦君。

#### 民生部長（中村治彦君）

おはようございます。

岡本議員の带状疱疹ワクチン予防接種に対する助成金について答弁申し上げます。

岡本議員は十分御了知されておりまして、今さらながらの説明となりますし御質問と重複する部分がございますが、まずは带状疱疹について述べさせていただきたいと思います。

いわゆる水ぼうそうと呼ばれる水痘带状疱疹ウイルスに初感染後、生涯にわたって神経に潜伏感染しているウイルスが、加齢、疲労、免疫抑制状態など免疫力の低下によって、この宿主、ホストに再活性化して起こる病態が带状疱疹と言われております。今ではストレスが大きな原因だとも言われております。加齢がリスクとされ、50歳代以降で罹患率が高くなり、ピークは70歳代と言われております。

主な症状は、ウイルスが感染した神経が支配する領域の皮膚の疼痛と皮膚病変であります。合併症として皮膚病変が治癒した後に疼痛が残存し、数か月から数年持続するPHN、带状疱疹後神経痛と言われるものです。带状疱疹患者のうち20%の方が発症し、高齢になるほど罹患率が高いと言われております。治療法として抗ウイルス薬がありますが、発症早期の治療によって合併症の予防効果も期待できると言われております。

PHN（带状疱疹後神経痛）は、带状疱疹の代表的な合併症で、皮膚病変が治癒した後に残存する神経障害性疼痛であり、皮疹、さつき議員がおっしゃった発疹、ぷつぷつとした発疹が消失した後、3か月以上わたって疼痛が持続する場合を指して、痛みは数か月から数年にわたると言われております。

私も個人的に実際に罹患した人の話を複数聞いております。皮膚の痛みよりも内部の神経の痛みが耐え難い、早期に治療を施さないと治療のために半年から1年もかかるというふうに通

院された方もいらっしゃると思います。

次に、予防接種について触れさせていただきます。

予防接種には様々な種類がありますが、集団予防の必要性、罹患した場合の重篤性を踏まえつつ、かつワクチンの安全性や副反応、有効性、持続期間、費用対効果等により分類がされております。

带状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づき接種が勧められている定期接種には含まれておらず、任意接種に区分されております。国の積極的な勧奨に該当しないものと現在はなっております。

国においては、带状疱疹ワクチンの安全性や副反応、持続効果、対象年齢、費用対効果などデータ収集を行い、定期予防接種化の検証、評価が進められている状況であります。

本町では、引き続き、県内近隣市町村の状況を把握しながら、費用助成について検討してまいりたいと考えております。

今回、岡本議員からの御質問に対する答弁ですが、議員の御案内のとおり、令和4年第4回定例会にて大沢議員が質問された内容に対する答弁を踏襲する形となることとなります。ただ、带状疱疹ワクチン予防接種の重要性については十分認識しております。繰り返しになりますが、今後も国、県内近隣市町村の状況、動向を注視しつつ、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

御答弁ありがとうございました。

今日の中日新聞に、坂祝町が带状疱疹予防ワクチン接種に162万円、半額助成を計上したという記事が載っていましたが、この可茂管内でもたくさんの方が予防接種の半額助成を予定しています。

そして、質問を出した後にも、この予防接種について何人かの方からまた質問を受けたんですけども、うちは老老介護をされていて带状疱疹ワクチンの予防接種をしようと思うと年金を1か月分つき込まないとできないけれども、老老介護といいますと高齢者の方が高齢者の方を介護している現状としては、共倒れになってはいけなくて自分は打ちます。でも、夫は打てないということをおっしゃってみえまして、まずは自分が打つということをおっしゃってみえまして、何とか半額助成していただければ本当にありがたいですということを切々と訴えられ

た方もありましたので、ぜひこれは町長の英断をお願いしたいというふうに思っております。

そこで、ちょっと再質問なんですけれども、国の定期接種については定期化を検討中ということなんですが、これはなかなか定期化に至るまでに随分の時間がかかって、これを待っていはなかなか進まないと思うんですけれども、今の町の今後のワクチン接種への方針ですね、それはどういうふうな方針と方向性を持っておられるのか、それをひとつお聞かせください。

**議長（大沢まり子君）**

民生部長 中村治彦君。

**民生部長（中村治彦君）**

ただいまの岡本議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のとおり、御嵩町内では今、定期接種を推奨しているということで、本町としては代表的なもの、幾つかありますが、BCGだとか日本脳炎、インフルエンザなどの定期接種を推奨しているという状況でございます。種類については13種類ありまして、乳幼児から高齢者までと幅広い定期予防接種というふうには実施しております。対象の方につきましては、接種時期の折々に定期予防接種の予診票だとか案内を送付いたしまして接種の勧奨をいたしております。ということで、定期予防接種に力点を入れている状況でございます。

接種率につきましては、乳幼児、幼児を対象とするものについては100%近いものがございますが、希望を取るものなどはなかなか100%に届かないということもあります。定期予防接種の必要性、重要性を御案内のときに推奨いたしまして、今後も引き続き対象者の方については、まずは定期予防のワクチン接種を行っていただくよう努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

[11番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

ありがとうございます。

私、25年目の議員生活なんですけれども、ワクチンに関する提案といいますか、お願いは多分初めてでございまして、この带状疱疹ワクチンの予防接種につきましては、本当に何人かの方から言われておりますので、望んでおられますので、ぜひ町長の御決断をお願いして、この質問については、これで終わらせていただきます。

**議長（大沢まり子君）**

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

引き続き、岡本隆子さんの町長の施政方針に対する質問を行います。

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

それでは、町長の施政方針に対する質問を1点だけさせていただきます。

リニア発生土置場計画審議会についてでございます。

1つ目ですが、全体を通して審議会の運営について、町長はどのようにお考えでしょうか。

2つ目です。町長は活発な議論を重ねていただきというふうに施政方針で述べられていますが、町民公募枠3人のうちの1人が辞任をされてしまいました。町民の十分な意見が聞けたのでしょうか。また、その方に対して慰留されたのでしょうか。また、その補充はなぜされなかったのかという点について町長にお尋ねをいたしますので、よろしく願いいたします。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

おはようございます。

リニア発生土置場計画審議会についてということで御質問をいただきました。

先日、審議会の会長から受け取りました答弁書、また第1回から第7回まで全ての資料及び議事録を読ませていただいておりますが、記載にあるとおり、委員の皆様には賛成、反対、それぞれの立場はあるものの、自由に多くの意見を出され、最後まで意見集約に努めていただき、議論を尽くした価値ある答申をいただけたというふうに思っております。

2つ目でございます。委員の辞任につきましては、審議会の継続中ではございましたが、委員御自身の判断の下、辞任届が提出されましたので、受け取りをさせていただいたところでございます。その判断を尊重すべきとの考え方で慰留は特に行っておりません。

また、審議会の各回では、各委員が十分に意見を述べる機会があったものと理解しております。したがって、各委員の共通理解も深まり審議も進む中では、新しい委員をお願いする必要はないという判断をしたものでございます。以上でございます。

[11番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

慰留をされなかったのは、その方の判断を尊重すべきということなんですけれども、この方は公募枠で入られまして、そして何よりこの未来の子供たちに豊かな自然を残したいとの思いで決断をされてここに公募され、そして厳正なる審査の中から選ばれた人です。

そして、辞任というのも本当に、この審議会の中での発言や出された資料などについて、ほ

かの委員から何か通知書が届いたりとか、そういったことから非常に苦渋の決断をされて辞任するということにされたと聞いておりますけれども、その審議会の中での発言だとか、出された資料についてというのは、守られるべきものではないかなと思うんです。それについて、そのために辞任をせざるを得なくなってしまう、追い込まれてしまったということなんですが、その辺りのことについては町長はどのようにお考えでしょうか。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

お答え申し上げます。

辞任云々の関係の中で、個人間でのやり取りというお話もございましたけれども、これはあくまでも審議会の中での御議論というよりも、委員の個人間の話ということになると思いますので、特にその件に関しての町の関与はございませんということになります。

また、審議会の運営そのものに関して、町が何かということ発言する立場にはないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[11番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

審議会の中でのことなんですが、その個人のやり取りは審議会の外での個人のやり取りなので、町としては関与しないということですか。もう一度確認させてください。

審議会の中でのやり取りではなく、外での個人的なやり取りだという認識でしょうか。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

審議の中身ということというよりも、委員間、個人の話だということでの関与の話を見せていただきました。

[11番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

私はこの件について、個人の話というよりは、やはりそのリニア発生土に関することだとは思ひますが、ここは町長と見解の違ひといひますか、思ひの違ひといひのがありますので、



この件については分かりました。

ただ、その補充ということなんですが、全協のときでもこの件は出ましたけれども、十分議論されたということなんですが、公募委員が3人が2人になってしまって、1人が抜けたわけですね。ですので、当然補充される、ほかに公募された方はたくさんいらっしゃるわけですし、その中から選ぶこともできたと思いますし、またその非公開の委員会の中でも補充の件については、補充したらどうかという意見が出たとも聞いておりますけれども、やはり町民の意見を十分に聞こうという姿勢であれば補充すべきではなかったかなと思いますが、もう一度、その点について確認させてください。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

こちらも見解としては繰り返しになってしまいますけれども、審議会の各回で各委員が十分に意見を述べる機会があったものと理解をしております。したがって、各委員の共通理解も深まって審議も進む中で、新しい委員にお願いする必要はないと判断をしたものでございます。

[11番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

この審議会の中で、1人途中から新たに任命されておりますけれども、町民枠の委員が辞めざるを得なくなったのに慰留も補充もしなくて、そして新たに新しい方を入れるというのは、私はおかしいのではないかなというふうに思います。公正な審議会の運営に当たられたというふうにおっしゃいますが、この点については、私としてはちょっと残念に思っているところがあります。

この点について、このリニア審議会についてです。リニア発生土置場についてですけれども、私の知る限り、広報「ほっとみたけ」とかでこの件をテーマにして取り上げたということは一度もないと思うんですね。町長の施政方針だとか所信表明だとか、そういうところから出てくることはあっても、この件について町民に広く知らせるという機会は一度もなかったと思うんですね。今後、この件について町民への周知をどのように図っていくのか、それをお聞きしたいと思います。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

質問ありがとうございます。

広報に関しましては、今まで審議会という形で審議をされていた最中でしたので、それに関しては広報は特にしておりませんし、今現時点で審議中ですというお話をさせていただいておりましたが、答申をいただきましたということと、それから町としての見解ということで、改めて広報等、あるいはホームページ等で公表を、方向性を出した上でですけれども、進めていきたいというふうに思っております。

〔11番議員挙手〕

**議長（大沢まり子君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

ありがとうございます。

時期としては方向性が出てから、そして広報やホームページ等というふうにおっしゃいましたけれども、ホームページにつきましては、リニアに関しては非常によく載せてくださっていたと思いますし、私のこういったリニアに関しての質問もすぐにホームページに上げていただきまして、本当にこの件については、ホームページについてはよく載せてくださったと思うんですが、ホームページだけではなく、ぜひ町民の皆さんが一番よく見られる、まずは「ほっとみたけ」等と、あと何がありますかね。少なくとも「ほっとみたけ」にはぜひ大きく載せていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしますということをお願いして、施政方針に対する質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（大沢まり子君）**

これで、岡本隆子さんの町長の施政方針に対する質問を終わります。

一般質問を行います。

3番 山田徹君。

**3番（山田 徹君）**

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行いたいと存じますが、まずは今年の元旦に発生しました能登半島地震は、石川県におきまして240人を超える犠牲者を出し、住宅被害は7万6,000棟余り、発生から2か月たった今でも、いまだ1万1,000人という方が不自由な避難生活を送っておられるという大地震災害でありました。改めて、犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げまして、被災地の一時も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、私からの一般質問は、この災害対策、地震に備えての一般住宅、特に木造住宅についてですけれども、当町でのその耐震改修の促進についてお伺いしたいと思います。

日本は地震大国と言われます。過去数々の大震災に見舞われ、そのたびに住宅の耐震対策を講じてまいりました。昭和56年に建築基準法の耐震基準が強化されたわけですけれども、平成7年に発生しました阪神・淡路大震災では6,434人の犠牲者のうち、地震発生当日に亡くなられた方5,036人の実に76%に当たる3,842人の方は、地震からの1時間以内に死亡されたとされておりまして、その1割の方が圧迫死であったとのことでした。

この地震は、真冬の午前6時前に発生しましたので、多くは木造家屋が倒壊して、就寝中にその下敷きになった人が多いと言われていています。これを契機に、建物の耐震改修を促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定されました。そして、平成18年、この改正法が施行され、国が基本方針を定め、地方公共団体が耐震改修促進計画を策定して、計画的に耐震改修に取り組む仕組みになりました。

当時、国は全国的な目標として、平成15年で当初75%の住宅耐震化率を平成27年までに90%まで、さらに平成21年には、平成32年までに耐震化率95%まで引き上げることとし、住宅・建築物安全ストック形成事業で耐震診断と耐震改修を補助し、地域住宅交付金やまちづくり交付金を活用して地域の自主的な取組を今まで支援してまいりました。

しかし、その間にも平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、そして今年初めに起きた能登半島地震と、これまで多くの大地震が新耐震基準前の古い木造住宅の倒壊を引き起こしております。

当御嵩町においても耐震改修促進計画があるようです。平成18年度策定、現在は改定を重ね令和3年版、第3期となっていますが、この計画中にある耐震化の現状を見ますと、町内の住宅総数6,580戸のうち4,840戸が既に耐震化されている住宅とのことで、耐震化率は73.5%となっています。ちなみに全国平均は87%、能登半島地震の被災地である石川県珠洲市は51%、輪島市は46%であったと聞き及んでおります。

また、御嵩町の当計画によると、令和7年までの目標耐震化率は、国や県からの基本方針どおりの95%ですから、5年間で耐震性が不十分な町内の住宅1,740戸のうち、実に1,390戸の耐震化を目指すことになっております。

これまで御嵩町では、旧耐震建築物に該当する木造住宅について、耐震診断に対する補助を平成14年度から、耐震補強に対する補助を平成16年度から実施しているようですが、促進計画が最新改定されてからの補助実績を見ますと、耐震診断が令和3年度で4件、令和4年度でゼロ件、令和5年度は8件、そして耐震補強に関する補助は、この3年間を通じてゼロ件の皆無であると伺っております。

これまで耐震診断事業は、平成20年度から所有者負担を無料化、また耐震補強に関しては平成21年度から簡易的な補強工事も補助対象とするなど見直しまして、さらには緊急促進アクションプログラムを策定して事業の普及啓発や重点区域へのローラー作戦を行うなど、この事業促進への担当部局の取組は一定程度認めるものであると思います。そして、事業予算としましても、今年度の耐震診断は計画で12件、56万8,000円、耐震補強で4件、440万円を計上して今まで臨んでこられた模様でございます。

しかし、計画目標を掲げる以上、耐震化工事支援に係る実績が現れないというこの事業は、どう評価するべきでしょうか。現在行われている政策総点検でも、当然に点検対象となるべき事業だと思われまます。

よく地震の防災対策の中で、頑強な建物づくりは一丁目一番地の事業だと言われております。今住んでいる住宅の耐震改修は、所有者にとって決して小さくない費用負担が必要ですが、建築物の大半を占める民間建築物の耐震化を促進するには、その負担軽減ばかりではなく、所有者が取り組みやすい、またそこに住む人、その当事者の立場に立った支援策への工夫が重要だと思います。

そこで、質問を4点に分けてお伺いいたします。

まず1点目、町が進める木造住宅の耐震診断や耐震補強の促進事業について、計画では95%の耐震化率を目指していますが、耐震工事に関しては申請件数がこの3年間に全くなかった事実、その進捗が低迷している現状や理由をどのように分析し、今後は改善、打開していく方針なのか、お伺いいたします。

2点目です。一般住宅の耐震化が計画どおりに進まない状況は、全国的であると聞いております。住宅の耐震化率について、御嵩町は73.5%ですが、他の自治体の状況はどうでしょうか。これに関しては、先日、3月1日付の中日新聞朝刊で、中部9県の307市町村別耐震化率等分析が特集掲載されたところですが、改めてお聞きをいたします。また、可能であれば、耐震化率の高い先進的な取組や取組状況などあれば御紹介をお願いいたします。

3点目です。単に国や県の耐震化促進事業の枠組みの中で、民間木造住宅の構造的な防災対策を推し進めるだけではなくて、新たな方策での防災対策などを導入することはできませんでしょうか。

例えば、耐震シェルター。これは頑強な枠組み、フレームを丸ごと部屋の中に造るものや押し入れなどにはめ込むもの、またふだん寝ているベッドをフレームで取り囲んだ防災ベッド型などいろいろなタイプがありまして、平均的に四、五十万円ほどの費用で設置できると聞き及んでいます。既に県内では、岐阜市や輪之内町などで、僅かな枠ですけれども設置補助金事業があるようです。この設置に関する補助制度の考えはありませんか。

さらには、簡易耐震補強の枠組み、これは耐震評点を0.7以上プラス家具固定をすることが条件となりますけれども、この条件をさらに緩やかにしたような補助制度の導入の方針は全く考えていないのですか、伺います。

最後、4点目です。耐震化が進まない住宅の所有者には高齢者が多いと思われまます。高齢者が行うリフォーム、これは一般的なものではなくて、特に介護保険制度の中で、住宅改修、例として、車椅子等に対応した軒先のスロープ設置や通路壁の手すり設置、浴室やトイレの改修に的を絞った住宅改修については、介護保険で20万円までの適用がございます。その制度措置プラスアルファで簡易な耐震補強をする場合に、例えば町単独で追加補助するようなインセンティブ的な支援として、名称としましては、人生魅力型耐震補助制度などという考えですけれども、こういった制度を考えていく余地は全くないのでしょうか、お伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

#### 議長（大沢まり子君）

建設部長 早川均君。

#### 建設部長（早川 均君）

おはようございます。

それでは、山田議員からいただきました一般質問にお答えさせていただきます。

木造住宅の耐震化についてと題され、都合4つの御質問をいただきました。

まずもって、令和6年元日に起きました令和6年能登半島地震において亡くなられた方々、また被災された方々に衷心より御冥福とお見舞いを申し上げます。

最大震度7を観測した同地震の震源地に近い地域では、住家等への被害が甚大で、その被害概要はいまだ全て把握されていない状況です。住家等の被害の中でも木造住宅への被害、倒壊、損壊が多い旨の報道がされているところです。

発災後、岐阜県からの要請に応じ、被災地へ避難所支援、避難所運営支援などで町職員の派遣を行っております。無事任務を終えて帰庁した職員からの現状を聞く中では、建物等が倒壊、損壊した様を目の当たりにし、驚きを超えた惨状であったということを聞いているところでございます。

それでは、1つ目の御質問にお答えいたします。

町の木造住宅耐震改修促進事業につき、進捗が低迷している現状分析と今後の展開についてをお尋ねいただきました。

近年の同事業の実績からお答えします。

木造住宅の耐震診断につきましては、令和3年度は4件、令和4年度はゼロ件、令和5年度は8件の実績がございます。また、耐震改修工事は、令和3年度以降の実績はゼロ件、これは

山田議員が御質問の中で申されたとおりでございます。この実績数などを見て進捗が低迷しているとお感じになったものと推測します。

現状分析につきましては、事業担当者が御相談に来られた方々や啓発普及活動の中で戸別訪問時にお話を直接させていただいた際に受けたことを要因として捉えております。それは、これまでに委員会でも御紹介させていただいておりますが、経済的に全くお金がないわけではなけれども、耐震補強工事にお金を使うなら別のことに使いたいというお考え、また地震が起きても自分もしくは自分の家は大丈夫だろうという御意識、この2つの要因が大きいのではないかと当方では考えております。

この本町が捉えておる要因につきましては、岐阜県の耐震改修促進計画に耐震化が進まない理由という記載がございます。そこに同じ要因が見られます。簡潔に御紹介いたしますと、耐震化が進まない主な要因は大きく3つございます。

1つ目は、経済的負担。改修工事費が高く、所有者側の経済的事情にて耐震化が進まないというもの。

2つ目は、高齢者世帯の増加。経済的負担と重なる点がございしますが、住宅の跡を継ぐ人がいないので、費用をかけてまで耐震化を行わないというもの。

3つ目は、防災意識の希薄。地震災害の危機感の薄れ、耐震化の必要を感じていないというものが上げられております。

耐震化を進める改善策といたしましては、家屋等所有者が現状を認識していただくアプローチを、当方からのアプローチを考えていきたいと思っております。耐震診断や耐震補強工事はあくまでも手段でありまして、その根本には、自分で、自分たちで命を守っていただくことが大前提であり、一番重要なことです。町は、命を守っていただくことや命を守っていただく手段を所有者様にお伝え、お知らせし、認識していただくことが耐震化促進につながっていくと考えます。耐震化への行動を起こすことを最終的にお決めになれるのは家屋所有者やその御家族です。その後押しができるよう、今後さらに周知活動に注力してまいりたいと思っております。山田議員をはじめ、議員の皆様方からも御周知願えますと幸いです。

なお、能登半島地震発災後、耐震診断に関するお問合せがたくさん来るぞと事業担当者ともに身構えておりましたけれども、発災直後につきましてはあまり反応はございませんでしたが、ここに来まして、徐々にですがお問合せも増えてきているようで、より丁寧な周知を心がけていきたいと考えております。

続いて、2つ目の御質問にお答えします。

御質問は、他自治体の耐震化率の状況はどうかと、先進的な事例などはあるかでございます。まず、他自治体の耐震化率から御紹介します。

御嵩町の耐震化率は約74%です。これは、平成30年住宅・土地統計調査から推計をしているものでございます。全国平均は87%、岐阜県は83%、県内の自治体で岐阜市は81%、各務原市は86%、美濃市は63%、可茂管内の市町村では美濃加茂市が83%、可児市は86%、八百津町は57%、川辺町は69%などの状況となっています。一部の御紹介で大変恐縮ですが、以上のような状況でございます。

また、先進的な事例や取組などにつきましては、耐震改修の事例集などから調べてみました。なかなか先進的な事例は見受けられませんでしたけれども、屋根、屋根瓦の軽減であったり、1室のみの補強であったり、それは耐震シェルターや耐震ベッドの設置などが御紹介できる事例なのかと思います。

続いて、3つ目の御質問にお答えいたします。

御質問は、耐震シェルターへの補助制度は考えられるかと、簡易耐震補強制度の枠組みを緩和する方針はあるかでございます。

まず、耐震シェルターへの補助導入についてから御回答します。

本町の耐震改修促進計画の目的につきましては、地震による被害を最小限にとどめることであります。さらには、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅や瓦礫の減少が図られ、早期の復旧、復興に寄与すること、また避難路が確保されることなどから、耐震化を促進するとしています。

能登半島地震において、倒壊した家屋が道路を塞いでいるとの報道は多々目にしたところで、道路等インフラへの直接的な損壊もさることながら、倒壊した家屋などが支障となり、人的支援や物資搬入が早期に行えなかった一因ではないかとも言われております。本町としては、命を守っていただくことが最重要であることは認識の上、町計画にのっとり、家屋の一部分のみの補強ではなく、家屋全体の安全性を高めていくことを主眼としております。耐震シェルターなどで家屋の一部分を補強した以外の部分は、損壊をしてしまい、その瓦礫で道路、また避難路が塞がれてしまうことのないよう、現時点では新規に耐震シェルター等の補助導入の考えはございません。

さりとて、命を守っていただくことが最重要であることを鑑み、山田議員からの御提案いただきました耐震シェルターにつきましては、今後、国や県に対しまして、能登半島地震の被害要因分析とともに、補助要件の拡充を要望していきたいと考えております。

続いて、簡易耐震補強制度の枠組みを緩和させてはどうかについてでございます。

本町の木造住宅耐震改修の工事は2種類ございます。1つは、耐震診断の結果が上部構造評点1.0未満の場合に、耐震改修後の評点が1.0以上になる工事。もう一つが、耐震診断の結果が上部構造評点0.7未満の場合に、耐震改修後の評点が0.7以上になり、かつ地震時に転倒のおそ

れのある家具等について転倒防止策を併せて講じていただく工事です。

評点の判定は、1.0以上は一応倒壊しない。0.7以上1.0未満は倒壊する可能性があるというものです。ちなみに、0.7未満は倒壊する可能性が高いとなっております。耐震改修後の評点0.7以上とするのは最低限のレベルと考えており、命を守っていただくことを前提と踏まえると、町の立場として耐震補強制度の枠組みの緩和を行っていく方向性はございません。

なお、家具等の転倒防止策を講じることにつきましては、この耐震補強制度の要件と受け止めず、地震防災面からも早期に各御家庭で実施し、実践していただきたいと思っております。

最後に、4つ目の御質問にお答えいたします。

御質問は、介護保険制度での住宅改修費用支給とコラボした新たな補助制度は考えられるかでございます。

介護保険制度での住宅改修と耐震改修とを同時に行っていただくことは可能かと考えております。ただし、お互いの制度の要件を満たすことが必須であり、同時に行うことに町がインセンティブを加えるということではなく、異なる事業を同時に行っていただくことで工事期間の短縮や経費の節減につながるメリットが所有者様のほうに生まれればという考えでおります。

耐震事業の促進は周知活動が肝と考えておりますので、介護保険の窓口で住宅改修の御相談があった際、この耐震改修の御紹介もできればとても有意義であり、周知活動を高める一助となると考えております。

この答弁の最後に、今回の一般質問には、町民の皆様に現状や町の取組を知っていただく機会の一つになればという思いで御答弁させていただきました。能登半島地震を受け、今後、国から新たな耐震事業の在り方、方向性などが示されてくるものではないかと考えております。それを注視し、本町の耐震化促進に反映させていきたいと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

3番 山田徹君。

**3番（山田 徹君）**

御丁寧な御答弁をありがとうございました。

耐震シェルターや介護保険の枠組みの中でという、そういった提案もまんざら考えられないことではないんじゃないかなと私は提案するわけなんですけれども、あくまで町としては、現計画での耐震化促進を国や県の指針に沿った耐震補強を、住宅1棟を全て耐震化するというような、そういう前提で進められるというようなことでお聞きしました。

そこで、再質問なんですけれども、そもそも、この耐震化計画というものが95%を目指す



いうことになっておるんですけども、令和3年度につくられまして令和7年度までに、この5年間で実に21.5ポイントも現在の耐震化率を上げるというような、ちょっとむちゃな計画じゃないかなと個人的には思うんです。

普通、計画を上げるには、実現可能な絵に描いた餅ではなくて、例えば73.5%を80%にするような目標計画でも、実に計算しますと5年間で420戸のそういった住宅を耐震化する計画になるんです。決して1,390戸を目指せというんじゃないで、420戸だったら仮にも手が届くんじゃないかなというように思いがするんですけども、この95%というのは、例えば国や県の目標基準に従わなければならないものであるのか、国や県の補助を受けるための前提条件である必須条件であるのか、そのところをちょっとお聞かせ願えたらありがたいと思います。

#### 議長（大沢まり子君）

建設部長 早川均君。

#### 建設部長（早川 均君）

それでは、山田議員の再質問にお答えいたします。

まずもって、この制度の設計につきましてでございますけれども、国につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づきまして、建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための基本的な方針というものを策定しております。その方針の中で、まずは都道府県の計画目標を定めることについて、国の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し目標を定めることと方針の中でうたっております。

市町村の目標設定についても、その指針の中で、都道府県の耐震化の目標や施策との整合性を図り、目標を定めることとしております。よって、本町は決して国や県に従っているという表現ではなく、同じ方向、同じ目線を持って施策や目標を掲げておるといものと認識しております。

また、この目標設定、耐震事業に対する補助金をもらうための条件ではないのかというお問合せ、御質問でございますけれども、県の耐震改修促進計画の中に市町村の役割がございます。この市町村の役割としましては、国の基本方針、それから本県の計画の内容を勘案し、耐震改修促進、計画を定めるとあります。その記述からして補助金をいただく条件ではなく、市町村の役割として県の目標、施策との整合を図った結果というものでございます。その県と同じような目線を持って町の施策、目標を掲げておるといものでございます。

また、町計画につきましては、現状に即した目標にすべきではないかという御質問でございますけれども、あくまでも国の方針にありますように、県との計画の整合性を図っていく必要があるものと認識してございますので、何とぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

[ 3 番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

3 番 山田徹君。

3 番（山田 徹君）

ありがとうございました。

そもそもこの数値ですけれども、答弁の中にも出てきましたけれども、住宅・土地統計調査、これに基づく数字だということで、全く無作為抽出で調査区を設定して行うという調査でして、当然空き家とかそういったものも入ってくると思いますし、昭和56年以前の建物も聞き取りで行うような調査でございますので、実際に令和8年ですか、新しい計画ができるときには、またさらに73.5%ではなくて、既に建て替えも順次進んでいくものでもありますし、どんどん95%には近づいてくるものではあるんですけれども、地震はいつ起きるか分かりませんね。今日、明日起きるかもしれません。そういったところに対するためにも、担当部署としてはお金の問題ではなくて、再質問になりますけれども、もっと違うようなアイデアを持ってこの耐震化事業を進めることはできないかというような提案なんですけれども、例えば、これは個人情報も含まれますので難しい提案かもしれませんが、税務課が持つ固定資産台帳、こういったものを基にその家屋が昭和56年以前のものであるのかどうかというのを把握した上で、例えば上下水道課が持つような給水戸番図をもって、これが空き家であるか、人が住んでいる家であるかというのを確定して、例えばその耐震改修アタックマップみたいなものをその重点区域でつくって、そこへ職員の方が入り込んで直にアタックしていくというような、そういったアイデアを持ってその方針を進めていかないと、なかなかこれは待つてできるようなものではありませんので、その辺り、担当部署としてさらに進めた提案をするわけなんですけれども、その辺りについてどうでしょうか。よろしくお願いします。

議長（大沢まり子君）

建設部長 早川均君。

建設部長（早川 均君）

それでは、山田議員の再質問にお答えいたします。

固定資産税台帳の活用といいますか、その情報から得てはどうかというところでございますけれども、一部情報はいただいて本町の耐震化事業に活用させていただいております。所有者情報、個人情報もありますので、建物の地番であるとか、建築年の情報に限ってですけれども、情報をいただいた中で、本町の普及啓発活動の一つであります戸別訪問、ローラー作戦とっておりますけれども、ローラー作戦を実施する地域を選別といいますか、選定する情報に活用させていただいております。

また、御提案ありました上下水道課が整備します給水戸番図でございますけれども、空き家とかの情報で得られるのではないかとこのところでございますけれども、先ほど御答弁させていただいた中で、空き家であっても、やはりその1棟は耐震化の対象にさせていただきたいと思っておりますので、空き家であろうが空き家でなかろうが、まずもっては戸別訪問はさせていただいた中で、その状況は確認させていただきますが、空き家であっても戸別訪問をまずは実施するという対象にさせていただいています。

でありまして、町の耐震化が進んでいないという状況でございますので、これまでと同じ取組というわけにはいかないというところは当方も重々承知しておる中で、先ほど御答弁させていただきましたとおり、普及啓発活動には注力をしていきたいと思っております。

その中で、具体的に新しい試みといたしましては、毎年度、固定資産税の納税通知書を4月早々皆様方のほうにお送りさせていただいておりますけれども、その封筒面を活用させていただいて、この耐震事業のPRをさせていただくよう、担当課、税務課との協議を進め、実施予定をさせていただくということを進めております。耐震事業の真の対象者へ直接的なピンポイントのアプローチになる一つではないかというふうに考えておりますし、また、より広く周知が行えるというふうに考えておりますので、これからもいろいろなアイデアを持って進めていきたいと思っております。

また、いろいろアイデアをいただければ幸いですので、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

[3番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

3番 山田徹君。

**3番（山田 徹君）**

こちらが提案しますアイデアをまたいろいろと活用していただき、今後も町内の古い住宅の耐震化を進めていただくということを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**議長（大沢まり子君）**

これで、山田徹君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時20分といたします。

午前10時07分 休憩

---

午前10時20分 再開

**議長（大沢まり子君）**

休憩を解いて再開します。

6番 鈴木秀和君。

質問は、一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

#### 6番（鈴木秀和君）

よろしく申し上げます。

質問に入る前に、私からも、能登半島地震で亡くなられた方、被災された方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、被災地からの要請に応じ、多くの役場職員の方が業務応援に行かれました。本当にお疲れさまでした。被災地で直接支援された職員の皆さんの知見・経験については、御嵩町の防災に大いに役立つものと思います。

1つ目の質問は、その被災地支援についてです。

被災者のための住宅の提供について、県を通じて要請があったと聞いております。近隣の市町村、例えば富加町では受入れを表明と新聞にも出ておりました。御嵩町においては、受入れできる環境が整っていないと回答されたとのこと。確かに御嵩町において、現在の町営住宅では受入環境としては難しいと思います。しかしながら、古屋敷教員住宅、これは町営住宅ではありませんが、1989年の建築で、新耐震基準に適合した建物です。4戸と8戸の2棟があり、実際に使用されている部屋は、見た限りでは数戸と思われます。こちらの住宅を被災者用として受入れ対象にすることは、法的に難しい事情があったのでしょうか。お聞かせください。

ちなみにこの古屋敷教員住宅ですが、御嵩町政策総点検において、空き部屋があり、今後も教員からのニーズは少ないと予想されることから、別の用途で活用できるよう関係部署との調整を進めるとあることから、活用は可能であったと思われる。

被災地支援について、もう一つ質問です。

能登半島地震においては、木造家屋の倒壊が多く、今後の復旧・復興に当たって木材の不足が心配されています。ちょうど大阪万博と重なり、万博工事優先で能登の復旧・復興に支障が出ないように万全を期すことを指示したとの首相コメントがありました。

今、御嵩町では新庁舎用ということで製材した木材を保管していますが、どんな木材をどの程度保管していますか。簿価は幾らなんでしょうか。数量については、木造住宅何軒分相当というような目安で説明いただけると分かりやすいです。

実は、何人かの方から、新庁舎のために保管してある木材、すぐに使う予定もなく保管しているだけではもったいない、御嵩町として率先して能登の復興のために提供したらどうか、喜ばれるのではないかと声をいただいています。

なお、平成6年度のこの保管料は1,060万円が計上されています。町長、能登半島地震の復旧・復興のため保管木材を提供しようというお考えはありませんか。

以上、1点目の質問です。よろしくお願いします。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

それでは、鈴木議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、質問の1点目、能登半島地震の被災地支援についてでございます。私も改めまして、今回の震災でお亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方にお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、被災地支援についてであります。現在はもちろんのこと、今後も息の長い支援が必要であるという認識を持っております。しかし、現地では道路や水道などのインフラが寸断、規制されている地域があるなど、ボランティアも満足な支援ができない状況が続いているようでございます。

また、現在は被災直後のプッシュ型の支援ではなくて、プル型支援のほうへと移行しており、現地の状況を知らずに一方的な支援を実施することが、かえって現地の混乱を招く懸念がございます。

そのため、町では、岐阜県が窓口となり、県の対口支援団体である中能登町と輪島市に対して、支援の要請があるものについては可能な範囲で支援を行っているところでございます。

ここで、1点目の古屋敷教員住宅の状況でございます。

全12戸のうち、現在入居しているのが3戸、入居が可能なものが4戸、内装の破損などの理由によりすぐの入居が難しいものが5戸というふうになってございます。この状況を踏まえ、県からの照会に対しまして、町として受入れ可能な戸数は4戸であると報告をしております。

県からの要請があれば教員住宅を提供していく方針であり、そのための準備を進めておりますが、現時点で県からの要請はなく、入居したいという相談もございませんので、提供に至っていないということでございます。

続いて、2点目の木材の提供についてでございます。

現在、被災地では仮設住宅の建設が急ピッチで進められておりますが、施工性や緊急性、あるいは将来撤去に伴う容易性などの観点から、木造ではなくて軽量鉄骨造、いわゆるプレハブ型の仮設住宅が主となっているのが現状のようでございます。

なお、議員御指摘の被災地への木材提供について、これは県のほうにも確認をさせていただきましたが、現時点ではそのような予定はないとの回答をいただいております。

続いて、保管している木材の状況について申し上げます。木材については、全てヒノキ材で町有林から切り出し、製材工場にてあらかじめの製材と乾燥の工程を経た12センチ角や15センチ

角の汎用性の高い材でございます。数量につきましては、平均的な一般木材住宅で換算すると約19戸分に相当するぐらいの量というふうになってございます。簿価につきましては、1立方メートル当たり約12万5,000円でございます。

これまでに調達した木材は、町有林から切り出した町の貴重な財産でございます。今後の新庁舎事業の方向性などを考慮しながら適切に活用してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

[6番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

古屋敷教員住宅について、4戸提供できるということで御回答いただいたということで、よかったですとっております。

それから、木材につきまして、確かに今、仮設の住宅ですので、すぐには必要ないと思いますが、先々は建て替えという需要も出てきますので必要になるかなと思いますが、20戸分相当ぐらいのボリュームというお話がありました。簿価が1立米当たり12万5,000円ということなんですが、何立米あるかということで総額が見えるのかなと。そのところを教えていただければと思います。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

これまでに調達した量ということになりますけれども、463立方メートルになります。

[6番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

ありがとうございます。

町長（渡辺幸伸君）

ごめんなさい。立方メートルです。

6番（鈴木秀和君）

立方メートル、立米ということですね。

町長（渡辺幸伸君）

立米、463立米。

## 6 番（鈴木秀和君）

ありがとうございます。

いろいろな支援の仕方があると思いますので、これから県の要請がある内容に従って、ぜひできる範囲でやっていただきたいと思いますし、もう一点、保管料、もったいないなど、1,000万円を超える金額です。新庁舎用ということで当初調達したわけですけど、早めに方向性を出していただいて、保管だけのお金とならないように、ぜひお願いしたいということで、1点目の質問を終わります。

2つ目の質問に参ります。

1つ目の質問でも触れましたが、町営住宅について質問します。

町営住宅の現状と、ここ10年間の町営住宅に関する質疑について、少し整理します。

町営住宅は、公営住宅法で、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としているとのことです。

御嵩町においては、昭和30年から昭和40年にかけて合計522戸の町営住宅が造られました。昭和54年からの払下げあるいは廃止により、現在は220戸となっています。うち94戸は政策的空き家、募集をしないという空き家なので、実質は126戸、入居は100戸となっているそうです。本当の空き家は板良住宅の26戸ということが現状でございます。

平成24年、2012年、ちょうど10年前、提供戸数が157戸でしたので、この10年で31戸減少したことになります。当時の町営住宅に対する一般質問の答弁は、町営住宅の新規建設より民間アパートの借り上げ、あるいはアパートを1棟購入して町営住宅とすることも考えたい。町営住宅の入居は板良住宅に集約し、シルバータウン構想を検討したいとのことでした。

その後、平成30年、2018年には、町営住宅は役割を終えた、新築はしないとなり、令和3年では造ることはない、福祉としての住宅は存続するとなってきました。

細かく書くと長くなりますので雑駁にまとめてしまいましたが、町営住宅は役割を終えた、新築はしない、入居者も減ってきたので、できれば集約してその後を考えるということでした。

とはいえ、集約しようにも相手があることなのでなかなか難しく、言い方は悪いですが、この10年、成り行きに任せてきたと言えるのではないのでしょうか。その結果、町営住宅としては、被災者の受入れを打診されても、その環境にないと答えるしかないですし、町営住宅としては新耐震前の建物であり、地震の被災者に使ってもらうわけにはいかないということだと思えます。

この町営住宅の大家は御嵩町です。耐震のほか、雨漏り、設備の不具合など基本部分の修繕

は大家の責任です。御嵩町政策総点検において、町営住宅についての記載は2か所あります。

1つ目は拡大すべき事業ナンバー66で、町営住宅の住環境整備の観点から、町営住宅の除草範囲を拡大するとあります。空き家も多く、草木の繁茂の問題は車座懇談会でも指摘の多かった項目です。ぜひ対応をお願いします。

2つ目は、事務改善すべき事業122で、修繕等で住環境が確保し切れない箇所については移転を含め住宅の集約化を検討し、長寿命化が可能な住宅については屋根塗装などを実施するとあります。集約の話はこれまでも出ていますが、高齢化も進み、移転をお願いしてもなかなか応じていただけず、難しいことは理解できます。そうはいうものの、進めていただくしかありません。

5か所の町営住宅、一番新しくて板良住宅の1969年、築54年です。入居者数も71戸と多いです。それ以外は入居戸数も比較的少ないので、まずはそちらの集約を優先すべきと思います。

先ほど話した古屋敷教員住宅は移転集約先として候補にならないでしょうか。耐震、修繕、移転、いずれにしても費用負担がそれなりに発生します。町営住宅を建設しないと言いながら、これまで何度か見直しの指摘を受けながらも、町営住宅建設基金は現在1億1,000万円の残高があります。この基金は主に町営住宅の払下げ収入によるものと聞いております。この基金は、町営住宅の建設事業及び建て替え事業が目的となっており、耐震・修繕等に使えないようです。町営住宅の新規建設はしないと言っているにもかかわらず、いつまでも放置しておくのはいかなものでしょう。早急に目的などを見直すべきと思います。

いろいろ申し上げてきました。町営住宅の需要見込み、今後の管理運営方針、基金の扱い等につき、大まかな方向性のみならず、少し具体的内容にも踏み込んで町長のお考えをお聞かせください。お願いします。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

それでは、町営住宅の今後の方針等について、いただいた質問2点を併せて御答弁させていただきたいと思えます。

まず、町営住宅の今後の方針について述べる前に、現在の町営住宅の需要について少し述べさせていただきます。

町営住宅は1年間で4戸あるいは5戸の入居者の募集をしているところでございますが、年間の応募倍率を見ると、令和5年度は0.4倍、令和4年度は0.25倍となっており、過去10年で見ても応募件数が募集件数を超えたことはございません。さらに、町営住宅の入居世帯の推移を見ると、平成24年度には158世帯であったものが、現在は59世帯減った99世帯となっており、



11年前と比べて37%減少をしております。

こうした現状を踏まえると、町営住宅の需要は過去に比べると減少していると考えております。

次に、町営住宅の今後の方針についてでございます。

町内5地区にある町営住宅のうち、板良住宅を除く4地区の住宅については、多くの家屋が建築から50年以上経過しており、建物の老朽化が進んでいるのが現状でございます。

このような中、御嵩町では、平成28年に策定した御嵩町公共施設等総合管理計画において、老朽化した町営住宅については入居者の集約を図り、住宅の統廃合を進めることとしていることから、これまでも建物の長寿命化を図っている板良住宅への転居について入居者へ呼びかけを行ってまいりましたが、慣れ親しんだ家から移りたくないというような理由などにより転居を希望されないため、集約化が進んでいないというのが現状でございます。

1月に発生いたしました能登半島地震においては、建物の倒壊による被害が多数発生しております。町といたしましては、入居者の安全性を確保するため、引き続き板良住宅への集約化を進めていく計画ではございますが、そのためにも、現在の板良住宅の耐震性能が満たされているかの検証が必要であると考えております。

まずは、集約先の板良住宅において、新耐震基準が施行された昭和56年以前に建てられた建物の安全性について、一度、調査を行いたいというふうに思っております。

また、議員御提案の古屋敷の教員住宅の活用についてでございますが、御嵩町立学校職員住宅管理規則において、住宅に入居できる者は町内の小・中学校に勤務する職員というふうにされております。ただし、例外として、教育長が特に必要と認めた場合は、期間を指定して臨時に住宅を貸与することができるというふうにされているところでございます。

しかしながら、教職員以外で入居する場合、短期入居が要件となっているため、長期的な居住を希望する入居者は教員住宅に住むことができないという状況でございます。

仮に将来的に教職員の需要がなくなり、教員住宅としての用途を廃止することになれば町営住宅とすることも可能と考えられますが、少なくとも現在居住されている教職員の方が見えるということもあり、すぐに用途廃止することはできないということでございます。

また、公営住宅法に基づく町営住宅とした場合、近傍同種の金額が住宅の家賃の基準額となるため、現在、町営住宅に住む入居者を教員住宅のほうに集約化する場合については、現在の家賃よりも約2倍から5倍に増額するということが見込まれます。現在の町営住宅の入居者についてでございますが、家賃負担が大幅に上がることを望んでいないというふうと考えられるため、古屋敷住宅を集約化の候補地とする予定ではなく、引き続き板良住宅を候補地として住宅の集約化を図ってまいりたいというふうに思っております。

将来的な町営住宅の方向性についても触れさせていただきたいと思います。

集約が進んだ後は、借り上げた民間賃貸住宅を利用した新しい形の町営住宅の運営を検討しております。この民間賃貸住宅の借り上げについては、国も補助メニューを整備し公営住宅への利用促進を図っていることから、町営住宅の需要が減少傾向である中で、新しい住宅を町が建設するのではなく、町内に点在する空いている民間賃貸住宅が活用できる方法だというふうに考えております。

次に、町営住宅建設基金についてでございます。

御嵩町基金条例で定める町営住宅建設基金につきましては、町営住宅の建設事業及び建て替え事業の円滑な推進を図ることを目的としており、現状ではそれ以外の事業には基金が活用できません。

先ほどの答弁と重複いたしますが、町として町営住宅事業で優先すべき事項は、現在管理している町営住宅の安全性について耐震性能の調査等を行うことで、今現在、町営住宅に住んでいる入居者の安全性を確保することだというふうに考えております。そのため、調査の結果次第でございますが、住宅の改修等も必要になってくる可能性もあることですから、そちらに活用できるよう基金条例の改正についても検討を進めていけたらというふうに思っております。

以上で、大項目2点目の御質問に対する答弁をさせていただきました。

[6番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

6番 鈴木秀和君。

**6番（鈴木秀和君）**

大変丁寧に細かく説明いただきまして、大変よく理解できました。ありがとうございます。

1つだけ質問ですが、今般、組織変更で町営住宅の担当部署を総務課から建設課に移されたと思うんですが、どちらかという建物建てる方向ではないのに建設課に移されたという辺りについては何か意図があるのでしょうか、お聞かせください。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

お答えさせていただきます。

建設という建設部課のほうが、その建てるほうだけということではございませんでして、都市建築等の件でいうところの関係もございます、まちづくりという関係もございますが、維持修繕とか、今後どういうふうに整えていくかということも含めて、広く事業としては展開できるかということもございますので、そういった観点で移管・移転をさせていただいております。

ので、御理解いただければと思います。

[6番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

もう一点、契約的な事務についても全面的に移管するということになるのでしょうか。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

契約事務についても、同様に移管するということになります。

[6番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

分かりました。入居者の事情もいろいろあるので、すぐに右から左に進まないとは思いますが、ぜひ集約化の件は進めていただきたいというふうに思います。

それでは、2つ目の質問を終わりにして、3つ目は、プラスチックごみの回収、リサイクルについての質問です。

海洋プラスチック汚染により生態系に与える影響が深刻化していることや、プラスチックを燃やすことによる地球温暖化への影響問題から、国際的にプラスチック製品の使用を抑制、回収、リサイクルの推進が求められています。レジ袋については有料化が行われ、さらに最近、ファストフード店、コンビニなどでストローやスプーンなどについて、プラスチックから紙製品への代替、有料化なども広がってきています。

現在、御嵩町において分別回収しているプラスチックは、容器包装リサイクル法に基づく、いわゆるプラマークのついた容器包装プラスチック類です。この分別回収した容器包装プラスチックは、現在どこに持ち込み、どのように処理されていますか。また、その数量などを教えてください。

一方、包装容器以外のバケツや洗面器などに使われるプラスチック使用製品、これはどうしているかという、燃えるごみとして収集・処分されています。同じプラスチックという素材でありながら、容器包装プラは資源物、プラスチック使用製品は可燃物として収集されているという分かりにくい状況です。実際、ごみ袋に入れるとき、入れていいものか、そうではないのか、迷うことがあります。

令和3年、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、プラ新法と呼ばれているようですが、制定されました。容器包装プラ以外のプラスチック使用製品についてもリサイクルを可能とする仕組みが設けられました。簡単に言いますと、容器包装プラとそれ以外のプラスチック使用製品を区分しないで一緒に収集し、再商品化実施者に持ち込む仕組みです。これまでどおり容器包装プラのみを分別収集しリサイクルする方法でもオーケーのようですが、既にこの一括収集を開始した市町村もあります。実施にはいろいろハードルもあるようです。町単独で実施できるのかの問題もありますが、プラスチック使用製品を可燃物処理する方法は将来的には認められなくなりますし、ごみ処理場の建設に関し、プラごみ処理を考慮しないと補助金も出ないと聞いております。ささゆりグリーンパークの建て替え計画にも影響する話かと思えます。

そこで質問です。このプラ新法に基づく回収リサイクルの取組についての現状、情報収集や近隣市町村との情報交換などと将来に向けての考え方についてお聞かせください。新しい法律で広く実務に落ちていない部分もあり、私も十分に理解できているとは言えず、質問に間違っている部分があれば御指摘の上、回答をお願いします。以上です。

#### 議長（大沢まり子君）

民生部長 中村治彦君。

#### 民生部長（中村治彦君）

それでは、まず現在、本町が取り組んでいる流れ、現状について御説明申し上げます。

現在、本町はプラスチック製容器包装、いわゆるプラ製容器と言われるものですが、それを日本容器包装リサイクル協会に対して再商品化するよう委託しております。委託された日本容器包装リサイクル協会は、再商品化事業者にプラ製容器を再商品化するよう再委託しております。

容器包装リサイクル法における再商品化とは、市町村が分別収集し、異物や汚れのない状態にし、おおよそ10トン車1台で運べる程度の量を保管した状態の分別基準適合物、これを運搬した後、まず1点目、自ら製品の原材料として利用すること、または製品としてそのまま使用すること、もしくは自らの原料として利用する者、または製品としてそのまま使用する者に譲渡する状態にすることを言います。

分別収集されたプラ製容器は、町が環境省から指定された指定保管施設に保管され、再商品化事業者が指定保管施設から運搬し、再生加工をいたします。再商品化事業者により再商品化の手法が異なり、材料リサイクル化、融解して油化、コークス炉の化学原料化、固形燃料化等の燃料化にいたします。これを再商品化製品利用事業者がパレットや車止め、擬木などのプラスチック製品や燃料油等にリサイクルする仕組みでございます。

実績について述べさせていただきます。令和2年度は75.21トンが材料リサイクル化され、最終的にはパレットなどの製品化をされました。令和3年度は79.84トンがコークス炉化学燃料化され、工業の原料として生まれ変わりました。令和4年度は81.54トンが材料リサイクル化され、最終的にはパレットとして製品化されました。

続きまして、将来に向けての考え方について答弁を申し上げたいと思います。

プラ製容器と言われるものは、発泡スチロール、トレー、チューブ容器、ボトル類、カップ型容器類、ラベル類に分類されております。全品目を指定袋で収集しているのは、可茂衛生施設利用組合の中では現在、御嵩町のみとなっております。プラ製容器の一部を拠点回収しているところや、指定袋で回収しているところなど、自治体によって取組方が違っております。

可茂衛生施設利用組合では、ささゆりクリーンパークが建設から25年が経過していることもあり、次期ごみ処理施設を建設し、令和21年度の供用開始を目指しているところでございます。施設整備に必要な財源である国の交付金、循環型社会形成推進地域交付金と言いますが、これを確保するためには、構成市町村が令和10年度までにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチック使用製品廃棄物のうち、ペットボトルとプラ製容器以外のその他のプラスチック製品廃棄物、この後、その他プラと呼ばさせていただきます。これらを含め、再商品化を実施しなければなりません。

現時点で開始時期を公表しているのは、坂祝町の令和8年度と白川町の令和9年度だけで、御嵩町を含めその他の構成市町村は現在検討中となっております。

その他プラを含めて再商品化を実施する上で、決めないといけないことが大きく4点ございます。1点目、どのように回収するのか。2点目、収集運搬事業者をどこにするのか。3点目、中間処理事業者をどこにするのか。4点目は、再商品化を容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託してリサイクルを行うのか、もしくは認定再商品化計画に基づくリサイクルを行うのか。これらのことが全て決まっている市町村は現在なく、何かしら検討中の段階であると聞き及んでおるところでございます。

本町としては、現在行っているプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化の仕組みを基本として実施してまいりたいと考えております。つまり、皆さんが現在お使いの指定袋で収集し、委託業者に収集運搬と中間処理を業務委託し、再商品化を日本容器包装リサイクル協会に委託する流れでございます。

最終的には認定再商品化計画に基づくリサイクルについても調査・研究した上で再商品化の方法は決定していきたいと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

6番 鈴木秀和君。

**6番（鈴木秀和君）**

ありがとうございます。

包装されているプラマークのついているものは現状もきちっと分別されているんですけど、そうでないプラ製品、それをこれからどうしていくのかというのが大きな課題になってくると思うんですが、1つが最終的にそれを集めてリサイクルして何か商品化する、そういう事業者というのは既に存在しているんでしょうか、この近くでも。結局、みんなそういうところへ持っていかなきゃいけなくなってしまうと思うと、量的な問題もあるし、場所的な問題もあるし、その辺はどんなふうになっているのか教えてください。

それから、先ほどの答弁の中でもありました令和10年度までに基本的に方向を決めるというか、実施までしなきゃいけないのか、どこまで10年の段階でやらなきゃいけないのかということをもう一点お聞かせください、お願いします。

**議長（大沢まり子君）**

民生部長 中村治彦君。

**民生部長（中村治彦君）**

鈴木議員の再質問にお答えしたいと思います。

鈴木議員、大変お勉強されて、研究もされていて、とても法律のことにも明るく、私もこの機会を設けて勉強させていただきました。

最初の御質問でございます。最終的に存在するかという質問でございますが、流れとしまして、先ほど申し上げた容器リサイクルをする協会がそこに委託をして、そこがさらに再商品化事業者に出すと、そちらがペレットだとか擬木だとか二次製品に換えるという仕組みです。ただ、これは法令上は、再商品化の範囲というのは一般にリサイクルと言われる範囲よりも狭く、そこまで商品化する、再商品化するまではリサイクルとは言わず、先ほど申し上げたコークス炉の原料化だとか、油化されたと、あそこまでがリサイクルと法令上は呼ぶようです。これは別の話とさせていただきますが、最終的にどこに存在するかというと、先ほども申し上げたりリサイクル協会が業者を探しまして、そちらに入札をかけて業者が落としていくという流れになっていく仕組みでございます。

続けて2点目の質問ですが、令和10年度に実施すべきかということですが、現在聞き及んでいるところは、令和10年度というルールが1つ決まっておる、そこまでは実施しなければならないというふうには聞き及んでいます。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

ありがとうございます。

なかなか技術的にも難しいのかなという気がしないでもないんですが、そのような再処理の方向が見えてきたら、そんなところもぜひ見学できるようなことをお願いできればと思っています。

これで一般質問を終わりたいと思います。

議長（大沢まり子君）

これで鈴木秀和君の一般質問を終わります。

引き続き、鈴木秀和君の町長の施政方針に対する質問を行います。

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

それでは3点、質問させていただきます。

まず1つ目が車座懇談会についてです。63回、798人、延べ約1,300件の意見・要望があったと聞いております。本当にお疲れさまでした。町長と直接お話ができた、よかったという町民からの声も大きく聞こえています。その声はどう応えていくかについての質問です。

「ほっとみたけ」2月号で総務部門に関する意見・要望の整理、今後の対応がまとめられていました。この「ほっとみたけ」2月号を見ますと、広範囲の意見・要望が整理できていますが、回答には協議、検討、研究といった文言が多く、少し残念な内容と感じました。具体的にやりましたと答えていたのは、カウンターや書類棚の整理だけでした。

車座懇談会の要望事項で多かったのは、自治会、空き家、草刈り問題です。令和6年度予算で自治会向けハンドブックを作成する、自治会入会者にごみ袋を配布する、空き家対策では1件の解体予算を計上、また、リフォーム補助金も新規計上されています。みたけ草刈りチャレンジという名称で草刈りボランティアの補正予算も計上されているなど、住民懇談会での声に応えた施策が結構ちりばめられています。せっかく車座懇談会での要望に応える結果を出されているのですから、もっとアピールすべきだと思います。住民の声に応え、予算を計上し、実施していくわけですから、声を聞いてもらえたと住民の方に分かっていたことは、行政への信頼という意味で大切なことと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目は、新庁舎の関連です。令和5年度の新庁舎関連予算は、木材の保管以外は未執行となりました。そして令和6年度予算でも特段の計上はありません。新庁舎関連については、第三者委員会の報告書を待ってとのお話です。委員会にどんな検討を依頼されたのか聞いており

ませんが、第三者検証委員会と言われる組織は、あくまで事実の検証・評価であり、今後の具体的な方向性まで提案するものではないと思っております。

今回の施政方針の中に、中保育園、中児童館の文言がないのも気になりました。地震はいつ起こるか分かりません。非耐震はまさに喫緊の課題です。12月の補正予算で計上された仮設庁舎建設比較検討業務50万円の実施状況も含め、検証委員会の報告を受けたその後の具体的な進め方について考えを伺いたいと思います。

最後、3点目です。願興寺の件ですが、残り2年に近づいてきた願興寺の完成は、名鉄広見線活性化に向けての目玉です。中山道みたけ館において、特別展、特別講演会、現場見学などを予定しているとお話ですが、多くは近い場所での活動な気がします。電車に乗って多くの方に来ていただくためには、名古屋、犬山、可児方面の方々に知っていただき、来ていただく必要があると思います。そのような宣伝・情宣活動がもっと必要ではないでしょうか。少なくとも、名鉄名古屋駅、犬山駅、新可児駅に願興寺の完成まであと何日というような看板の設置を検討してはいかがでしょうか。看板はアナログですが、インターネット、SNSを使い、知っていただく施策が重要ではないでしょうか。

自分も、数年前に御嵩に戻って、恥ずかしながら初めて願興寺の四天王と十二神将を見ました。少しオーバーですけど、京都の東寺とか奈良の新薬師寺のものと遜色ない、御嵩にこんなものがあるのかと正直びっくりいたしました。宣伝・情宣、今やらないと意味がないと思いますが、そのような宣伝施策を実施される考えはありませんか。

いろいろ聞きたくて、盛りだくさんになってしまいましたが、よろしく御回答をお願いいたします。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

では、順次お答えをしたいと思います。

まず、議員の皆様にも随所に聴講で御参加いただきました車座懇談会、先ほど議員もおっしゃったように、延べ約1,300件に及ぶ意見や御要望をいただくことができました。町長就任後間もなく、イの一番の公約として臨ませていただいたわけですが、数人の小規模なものから十数人程度のもので、いずれも対面で町民の皆様が日頃思っておられる町政への思いやお叱りも含めてお聞きをできたことは、私にとりましても、気づきや責任など大きな刺激をいただいたというふうに思っております。

多くの車座懇談会で繰り返しいただいた御意見として、先ほど御意見もございました自治会の未加入や役員の成り手がいないこと、ごみ出しに対する不公平感、あるいは管理されていな



い空き家が増えているということ、管理が行き届かない草刈りニーズなどがありました。これらは全国津々浦々、共通の地域課題であり、簡単に解決できるものではないですが、職員には、できることは今からでも動いて、少しずつでもかなえてほしい、あるいは難しいことでも、どのようにしたらできるかということを考え、前向きなマインドで進んでほしいということ、そして、町民の皆様のニーズ、困り事に応える積み重ねが、町と職員の信頼関係に必ず変わっていくよというようなことを伝えさせていただきました。

その中で編成した令和6年度当初予算は、私にとりまして公約実現に向けた初めての本格予算になります。私の目指す誇りの持てる御嵩町づくりに向け、安全・安心な暮らしと地域づくり、子育て世帯への支援、少子化対策、関係人口の創出、地域の魅力向上、環境保全、脱炭素社会の実現、地域コミュニティや地域経済の活性化、行財政改革と地域DXの推進、この6つを重点施策予算として積極的に取り組んでまいります。

この柱に沿って当初予算に計上した事業は、この車座関係では、自治会加入世帯に可燃ごみ袋、中になりますけれども、10枚を年2回、プラスチック製容器包装袋10枚を年1回配付し、自治会加入のメリットとごみの減量を同時に啓発する事業ということで進めてまいりたいと思いますし、草刈りボランティアを募集し、草刈りサポーターとして認定し、その活動を支援するみたく草刈りチャレンジ事業など、先ほど議員も言われました町民の皆様の声にお応えすべく、各担当職員が一生懸命に考え、アイデアを出し合い、小さなものから、身近なものから、できる限り政策事業化したものとなってございます。また、新しく取り組み果敢にチャレンジするものも多く含まれております。

紙面の編集や掲載時期の都合上、町広報紙にこういった内容を掲載し切れなかった部分はございますが、今後、この当初予算を説明する特集号の広報紙、あるいは後日になりますが、発行する広報紙に事業の実績を紹介する特別記事として掲載するなど、広くお知らせをしてまいりたいと思います。

また、来年度の車座懇談会またはそれに代わる形式・方法は現時点で未定でございますが、そういった場で直接お伝えしていくことも検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、御質問の2つ目、第三者委員会からの報告書受領後の進め方について御答弁申し上げます。

初めに、第三者委員会の調査報告であります。施政方針でも述べましたように、現時点では報告書が町へ提出されていない状況でありますので、今後の具体的な進め方について現時点で申し上げることはできません。第三者委員会には、庁舎のみならず、中保育園、中児童館に関する経緯も含め検証いただいておりますが、当初の予定どおり、この3月末を期限として調査報告書を提出いただくよう依頼しているところでございます。

なお、調査報告書の公表につきましては、第三者委員会が主体となり、記者発表形式で行うと予定しておりますが、日程の都合上、4月以降の開催となりますことを御理解いただけますようお願い申し上げます。

また、12月補正予算にて実施しております仮設庁舎建設比較検討業務につきましても、非常にタイトなスケジュールの中、鋭意進めているところでございますが、こちらも3月末を履行期限としており、その報告につきましても、いましばらくお時間をいただきますようお願い申し上げます。今後の方針につきましては、仮設庁舎建設比較検討に係る報告書を踏まえ、命に関わる課題については早急に検討を進めるとともに、第三者委員会からの検証結果を参考としながら、町としての方向性を定めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

御質問の3点目でございます。名古屋鉄道駅での看板設置、インターネットを使った宣伝についてお答えをさせていただきます。

御嵩町の貴重な宝である願興寺の本堂修理完成の際、重要文化財である24体の仏像とともに、古刹願興寺の拝観に名古屋や犬山をはじめとした遠方から名古屋鉄道に乗って来訪いただくことは、議員同様、名鉄広見線の利用者を増やす重要な契機であり、そのための情報発信は積極的に取り組むべきというふうに考えております。

イベント等の実施に当たり、名鉄各駅におけるポスター掲示の協力は何度もいただいておりますが、議員から御提案いただいたような名鉄各駅などにおけるカウントダウン看板の設置など、名古屋鉄道の広告掲載基準である名鉄メディアガイドに合わないものについての設置は実現が難しい状況でございます。

これまでも名鉄広見線の利用促進を図るため、名鉄金山駅や栄などで御嵩町の観光PRや物産展を開催し誘客活動に取り組んできた経緯がございます。願興寺の本堂改修の進捗に合わせて、SNSを活用したタイムリーな情報発信はもちろんのこと、今後立ち上げを予定している（仮称）みたけファンクラブにおいても、町内外に向けて様々な情報を発信してまいりたいというふうに思っております。

また、名古屋等に出向いて実施する御嵩町の観光PRなどを計画いたしまして、名鉄広見線の利用につながるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

車座懇談会の件、言った本人は、自分をお願いしたことを応えてくれたというのをすごく感じる部分が多くて、今も何人かから俺言ったのにというのを何個か伺っております。大分やっ

ていただいたのもあるんですけど、まだ聞こえていないのかなという部分もありますので、また追ってその辺はお願いをしていきたいと思っております。

それから、最後の願興寺の宣伝の件なんですが、私もこの生まれではあるんですけど、四十数年間、東京におりましたので、あまりこのことを知らなかったんですけど、どうですかね、多分もっとみんな知らないんじゃないかと。私、ここの出身でありながら、あまり知らなかったということもあるんです。だから、皆さんが思っている以上に知らないんですよ。きめ細かく宣伝していかないと、独りよがりになってしまうところもあるので、ぜひ外に向かって宣伝をしていただくような施策を引き続きお願いしたいなということで、私の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

#### 議長（大沢まり子君）

これで、鈴木秀和君の町長の施政方針に対する質問を終わります。

一般質問を行います。

8番 奥村悟君。

パネルを用いての質問を行いたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

#### 8番（奥村 悟君）

議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました通告書に従いまして質問をさせていただきます。

今回の質問は、大項目1点で、ふるさと納税の推進についてであります。

ふるさと納税とは、自治体に一定額以上の寄附をすると税控除が受けられる制度で、当初は進学や就職などで地元を離れた人が故郷に税金面で貢献できるようにと2008年に開始されました。この制度は自分の故郷だけでなく全国各地の自治体に寄附することができ、寄附先からは返礼品として様々な特産品がもらえるため、近年ではとても人気が高くなっています。

自治体は、返礼品にブランド牛や新鮮な野菜に果物、さらに日用品やレジャー券などを用意し、納税者は自分が欲しいと思った返礼品を提供する自治体に寄附することができるものです。

返礼品に力を入れたことで100億円以上の寄附金が集まった自治体もあります。しかし一方で、返礼品競争があまりにも激しくなったため、2018年12月に閣議決定された平成31年度税制改正大綱で、ふるさと納税の新たな仕組みとして、返礼割合は寄附金額の3割以下で地場産の返礼品を提供する自治体のみを指定し、指定された自治体のみが税金控除を受けられることになりました。

また、ふるさと納税の過度な返礼品競争を防ぐため、昨年10月から自治体が寄附を募るのに使う経費を寄附金額の5割以下とする国の基準が厳格化されました。総務省の通知によると、経費の基準について、ワンストップ特例制度の関係書類や受領書の発送費用など募集に付随す

る事務費用を含むと明記したほか、仲介サイトへの手数料も全て経費に含まれるとしています。

これにより、自治体では返礼品の見直しや寄附金額の引上げが行われています。御嵩町においても例外ではなく、経費そのものの削減に取り組むことも必要ではないかと思えます。ふるさと納税の本来の目的に立ち返り、地方の魅力をアピールすることではないでしょうか。自治体に残る金額が少なくなって、縁のない返礼品ばかりが人気を集めては、本来の目的からかけ離れてしまって本末転倒です。

2022年度の県内自治体のふるさと納税寄附金額は222億8,525万円で、3年連続で過去最高を更新しました。件数が初めて100万件を突破しました。トップは刃物の町で有名な関市の48億8,438万円、2位は高山市の39億3,890万1,000円、3位は飛騨市の18億9,619万5,000円で、御嵩町は34位で4,863万4,000円となっています。

返礼品を地域の特色や魅力ある品にしたり、ラインアップを増やしたりしている自治体が上位を占めています。これからはブランド商品を返礼品とし、さらに民間業者に委託しサイトの運営を強化していかなければ寄附金額も増えてはいかないでしょう。

ふるさと納税を寄附する側から見れば、応援したい自治体である、返礼品の中に欲しいものがある、寄附金の使い道がある、サイトによりポイントがたまるといった特徴がある自治体には寄附が多く集まるのではないのでしょうか。

御嵩町は寄附金の増収につなげるとして、昨年5月に県内初めてのふるさと納税自動販売機をサンクラシックゴルフクラブに設置しました。飛騨市の飛騨市ファンクラブは、2017年1月の立ち上げから6年間で会員数1万人を達成したそうですが、会員数の増加とともにふるさと納税の寄附金額も増加したそうです。ファンクラブの本質的な価値やゴールは別のところにあるが、会員になったことで、ふるさと納税で飛騨市に心を寄せてくれる人が多くいると担当者の方が話してみえました。

お手元にあるグラフを見てください。パネルを御紹介いたします。

飛騨市ファンクラブ会員による、ふるさと納税の寄附金額の推移を表したグラフです。2018年の会員数は2,815人で、ふるさと納税寄附金額は1,500万円、2019年の会員数は4,516人で、ふるさと納税寄附金額は3,700万円で、年を追うごとに会員数が増えていき、ふるさと納税寄附金額も増えています。2022年には会員数が1万人を超え、1万1,239人となり、ふるさと納税寄附金額は1億3,000万円になりました。ファンクラブの会員数が増えるにつれ、ふるさと納税をする人が増えているのがこのグラフで読み取れます。

実は、私も飛騨市のファンクラブになっておりまして、これが会員証です。飛騨市に古くからの友人がおりまして、勧められましてファンクラブに入りました。今度は御嵩でもファンクラブをつくるんだから、ぜひ入ってくれということで話をしてきました。

町長も都竹市長と懇意のあるものですからファンクラブに入ってみえると思うのですが、こういったファンクラブになると、いろんな友人とのやり取りで、ふるさと納税を寄附したり、こちらへ寄附してもらったりと、そういうやり取りができるということになります。

ちなみに、2023年にはファンクラブの会員数が1万3,000人を超えたそうです。御嵩町も令和6年度から（仮称）みたけファンクラブを立ち上げますが、飛騨市の例を見ても、寄附金額の増収に大いに期待できるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、1つ目、2023年10月から返礼品の調達や送料、仲介サイトに支払う手数料などの経費を含めて寄附金額の5割以下というルールに変更されていますが、その影響はありますか。あるとしたらどのような影響でしょうか。

2つ目、御嵩町の返礼品の現在の総数は幾つありますか。そして、今回のルール改定で返礼品の見直しや寄附金額の引上げをされましたか。

3つ目、納税サイトを利用し納税することによりポイントがたまることも大きな魅力の一つです。御嵩町では、ふるさとチョイス、さとふる、楽天の3つの納税サイトを利用していますが、中でも楽天のポイント還元率は最大で30.5%ですが、それぞれの利用はどのくらいですか。

4つ目、寄附金額を令和6年度予算に8,500万円計上し、令和5年度見込額6,500万円より2,000万円の増収を見込んでいます。増収対策として人気の返礼品ゴルフパターもその一つかと思いますが、ホームページやポータルサイトを見ると品切れ中になっているものもあります。どのような対策を考えていますか。

5つ目、今後、人口減少や高齢化による住民税などの税収の減少が予想されます。税収不足を補填できるふるさと納税を今後どのように増やしていくのか、町の見解をお伺いします。

以上、答弁よろしく申し上げます。

**議長（大沢まり子君）**

総務部長 各務元規君。

**総務部長（各務元規君）**

それでは、奥村議員のふるさと納税の推進についてと題しての質問にお答えさせていただきます。

私からは、御質問のうち、最初の3点についてお答えをいたします。

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい自治体を選んで寄附をすることで、都市と地方の地域間格差を是正することを目的につくられました。近年、本来の目的を逸脱し、経費を過大にかけて寄附を多額に受けるなど、過度な返礼品競争が起きています。そのような現状を改善するため、令和5年10月から国の基準が厳格化されました。

御嵩町は、これまで制度の本質を尊重しつつ、経費を最小限に抑え、試行錯誤しながら増収

に向けて取り組んでまいりました。

初めに、質問の1点目、国のルール変更の影響についてです。今回の改正は、今までは経費に算入しなくてもよかったふるさと納税兼務職員の人件費やワンストップ特例に係る郵送料等を加えることとなり、ルールの厳格化により御嵩町も大きく影響を受けることとなりました。ふるさと納税担当者の人件費の経費率算入は町にとって大きなウエートを占めることとなったため、一部の返礼品を引き上げざるを得なくなりました。

では、2点目の具体的な返礼品見直し数と寄附金額の引上げ状況についてです。令和6年1月末時点での返礼品の数は36種類157品目です。ルール変更により、そのうち2種類28品目について10月から寄附金額を引き上げました。引上げは、寄附件数や寄附金額への影響を最小限に抑えるよう配慮し、全ての返礼品に一律の引上げを適用するのではなく、熟慮の上、希少価値の高い商品、送料コストが高い商品を8%から33%の範囲で引上げをしています。

3点目のポータルサイトの利用についてです。今年度の状況は、寄附額別では、ふるさとチョイス39%、さとふる30%、楽天26%、その他5%です。さらに、令和6年5月からふるなびを追加して運用する準備を現在進めているところです。これにより、日本の4大ポータルサイトを網羅することとなり、さらなる増収を目指してまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

ふるさと納税のルールの厳格化による影響につきましては、ただいま総務部長がお答えしたとおりでございます。

私からは、今後の取組の方向性について、4点目、5点目の質問を併せて答弁をさせていただきます。

次年度以降の増収を目指し、今年度、新たな取組をスタートさせます。ゴルフ場や飲食店等で簡単に手続のできる現地決済型ふるさと納税を3月下旬から導入する予定で準備を進めてまいります。具体的には、スマートフォンでQRコードを読み取り、寄附をすることで、即日利用も可能な電子クーポン券が付与されるものでございます。導入に伴い、新たなふるさと納税協力事業者の参入も期待しているところでございます。

また、今年度、売れ筋商品である飛騨牛の写真をカメラマンに撮影してもらい、見栄えをよくする改善と、ポータルサイトで検索しやすくなるようにキーワード検索の方法等を改善いたしました。その結果、飛騨牛での寄附額は昨年度の1.4倍に増え、予想以上の効果を得ているところでございます。

そこで、令和6年度はさらなるマーケティング強化を図るため、専門事業者に業務を委託し、ポータルサイトページの改善、販売戦略や広報戦略などを専門家の視点から大幅に改善していくとともに、他事業にはなりますが、新規返礼品開発事業にも取り組み、増収を目指してまいりたいと思います。

新しい展開として、町のさらなる歳入増に向けて、企業からのふるさと納税を受け入れる体制を整え、寄附見込み企業の洗い出し、調査分析などを行う企業版ふるさと納税マッチング支援事業の実施も予定をしております。ほかにも、令和6年度から機構改革を行い、税務課からまちづくり課へふるさと納税の所管を変更してまいります。まちづくり課は、商工会やふるさと納税協力事業者との連携が取りやすいことや、（仮称）みたけファンクラブを所管することもあり、ふるさと納税を通じた関係人口の創出に向け、戦略的に取り組んでいく意図もあります。

ふるさと納税協力事業者等との連携をさらに強化し、新規返礼品の開発や（仮称）みたけファンクラブを活用したPR強化等を進め、増収のほうを目指していきたいというふうを考えております。以上でございます。

[8番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

8番 奥村悟君。

8番（奥村 悟君）

丁寧な答弁ありがとうございました。

先ほど総務部長から、返礼品の現在の総数の中で36種類157品目という話でしたけれども、その提供している事業者は何社ありますか。それが分かりましたらお聞きしたいと思いますが。

議長（大沢まり子君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

ちょっと今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、事業者数というところまでは数字が明確にお答えできませんけれども、36品種というところで行きますと、1つの事業者が大体1品種、2品種というような感じであるというふうな御理解をいただければありがたいと思います。

[8番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

8番 奥村悟君。

8番（奥村 悟君）

ありがとうございました。

1つの提供事業者で幾つも種類や品目を持っていると思いますけれども、なかなか数をつくるというのは大変ですので、やはり返礼品もそのブランド物を1つの事業者で価値を創ったものをつくっていただけるようなことができるといいかなと思いますし、それから3番目のポイントがつく話ですね。ふるさとチョイスが1番ですかね。これは全国的にも利用が多いわけですし、御嵩町もそのとおりにかなというふうに思いました。手数料は、さとふるは寄附金額の1割ということであっているそうですけれども、ふるさとチョイスと楽天は手数料を明確にしていなかったということの中で、ポイントの付与を、原資が自治体が支払っているということを聞きますけれども、手数料もその3つのポータルサイトで違いがありますか。それと、サイトのほうから値上げの提案というのがありましたか。その2点、ちょっとお伺いします。

**議長（大沢まり子君）**

総務部長 各務元規君。

**総務部長（各務元規君）**

すみません、2点ありましたね。1点目は何でした。

**8番（奥村 悟君）**

1点目は、3つのポータルサイトの中で、手数料が大きく違いがあるのかどうかということです。

**総務部長（各務元規君）**

失礼しました。

それぞれのサイトによって当然、手数料が違っております。ちょっと手元がないのでどこがどういうふうとかそういったことは言えませんし、楽天もポイント制度みたいな話があるのがどう反映されているかなどはこちらとしては、そのやり取りの中ではないです。ただ事業者から示された手数料を支払うというやり方をしておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、そのポータルサイトのほうから値上げの引上げみたいなことの提案があったかの御質問ですが、それについてはないです。あくまでも内部の商品の中で5割を超えないようにということで精査をしたということになりますので、よろしくお願いたします。

[8番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

8番 奥村悟君。

**8番（奥村 悟君）**

ありがとうございます。



ポータルサイトでもいろいろ違いますので、どこを見てサイトを選ぶかということが必要になるかと思います。

先ほど町長のほうから、新しい展開がされるということで、現地決済型のふるさと納税というのが導入されるということなんですけれども、飲食店とかゴルフ場だということでは話がありましたけれども、具体的にどこかというのは今の時点で決まっておりますか。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

お答えいたします。

これから検討はしてまいりますけれども、例えばというようなことも含めて、町外から不特定多数の利用が見込めるようなところ、いろいろ焼き肉店等もありますが、そういったところも含めて今後想定をしていきたいと思っておりますし、今後、その導入した結果で非常に効果があるということであれば、いろんな商工会さん等を通じて広めていくというようなことも考えていきたいというふうに思っております。

[ 8 番議員挙手 ]

**議長（大沢まり子君）**

8 番 奥村悟君。

**8 番（奥村 悟君）**

御嵩町にはゴルフ場が6つか7つありますけれども、ゴルフ場は、その場で寄附をして、その場でクーポンで使えるという形が取れますから、この現地決済型は大変いいことだと思いますので、ぜひゴルフ場にも進めていただきたいと思っておりますし、御嵩町には有名な焼き肉屋さんがありますので、ぜひそこを進めていただきたいなというふうに思います。

先ほど、業者に委託するというので、新年度から、コンサル業務をされるということなんですけれども、ふるさと納税の増収には地元企業だとか、地元の農産品、魅力ある地場産の返礼品の開発が必要となってきますけれども、民間のノウハウを活用するということは大変効果が大きく見込めるかなというふうに思います。業者の委託による返礼品の開発はもちろんですけれども、担当者の事務量の削減だとか、それから御嵩町の魅力の掘り起こし、それから寄附額の増収などが期待されるわけなんですけれども、新年度、プロポーザルで業者を選定されるわけなんですけれども、その際に、どこに一番の基準というか力点を置いて選定されるのか、もし分かればお聞かせいただけますか。

**議長（大沢まり子君）**

総務部長 各務元規君。

**総務部長（各務元規君）**

これからのプロポーザルということになりますけれども、当然、商品がいっぱい出ていくという、寄附が増えるということになるように、販売戦略、それから広告戦略、それからページの見直し、あるいは返礼品の提案も含めて、そういったようなところをどういうふうにプレゼンをしていただくかというようなところを審査していくということになりますので、よろしくお願いたします。

[ 8 番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

8 番 奥村悟君。

**8 番（奥村 悟君）**

返礼品の新しい開発というのは本当に大事なことでして、地場産の魅力ある商品とか、そういったものは今後開発していく必要があるかなというふうに思います。例えば送木の青木さんが、餅つき機を入れて、モチ米、餅をついて餅の販売をということで、事務所兼工場を造られたわけですが、今度、農業体験も含めてやられるということも聞いておりますので、それも魅力の一つかなと思いますので、ぜひそういったところにもお声がけをいただきたいなと思います。

あと、少しお聞きしたいですけれども、総務部長のほうに、先ほどの質問の中で、ふるさと納税自動販売機の話をしていただきました。昨年の5月から入れられて効果を上げていくかなと思いましたが、利用率があまりよくないと聞いておりますけれども、5年間のリース料もかかってきまして、5年間の縛りがあるわけですが、今後どのようにしていかれるのか、分かる範囲で結構ですが、お聞かせください。

**議長（大沢まり子君）**

総務部長 各務元規君。

**総務部長（各務元規君）**

お答えします。自販機については入れたばかりで、最初はちょっと思わしくないというところもありますが、もう少し状況を見ていこうとは思っています。当然ながら、どういうふうにそこで利用者に使っていただくかというPRの方法であるとか、そういったところを中心に考えながらということになります。その一方で、先ほど町長が答弁しましたように、新たな現地決済型ということも展開していくということもありますので、ここら辺を2つ合わせながら考えていこうというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

[ 8 番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

8番 奥村悟君。

**8番（奥村 悟君）**

ありがとうございます。

新年度からは新たな展開がされ、ふるさと納税も多く見込めるかなと期待しておりますけれども、町長に最後にお聞きしたいと思うんですけれども、コロナ禍で地方への関心が高まっている今日ですけれども、令和6年度の主要施策の中に東京圏や県外からの移住者を受け入れようとする新規事業があるわけですけれども、まずは地域の魅力を知ってもらうことに関係人口を増やすことが大前提であると思います。そうすれば、その先には移住につながって、人口増加にもつながります。

先ほど飛騨市のファンクラブの会員になることで、町を知ることにより愛着を持ち、心を寄せて関わりを持つ人ができ、応援したいということで、ふるさと納税の寄附にもつながっていることを説明させていただきましたけれども、まさしく関係人口を増やすこととふるさと納税がマッチングできていることがはっきり分かります。

御嵩町でふるさと納税を、物としての返礼品目当ての寄附もあってもいいのですけれども、先ほどちょっと触れました農業体験や移住体験など、体験型プログラムによる事としての現地消費型を活用することで、事業者と御嵩町が協力して寄附してくれる人と継続的な関係性が築ければ、飛騨市のように応援したい地域の力になってくれる人が増えて、ふるさと納税の意義に合致するのではないかと私は思いますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

ありがとうございます。

御嵩町にふるさとを感じて、例えば選んでいただくとか、応援いただくというためには、やっぱり御嵩町にある特産品であるとか、これはという魅力のある商品というものをどんどん用意していくという必要はあるかというふうに思っております。町内にはまだまだ魅力ある、そういう商品開発の余地ありというふうで思っておりますので、事業者の方の商品開発、新商品の開発にも支援をしていきたいというふうに思っておりますので、令和6年の予算の中にも入れさせていただいております。

議員御指摘のように、物というものだけでなく、いろんな体験であるとか、いろんな役務みたいなものも含めて、御嵩町で体験できるようなプログラムであるとか、有名な誰々を使つてとかというようなことも含めて、いろんなプログラムというのは用意できるかなというふうに思っております。できれば実際に御嵩町に来ていただいて、肌で御嵩町を感じていただくと

いうことで、応援したい自治体というふうを選んでいただけるようなことを展開していきたいと思っております。

その中で、先ほど飛騨市の例、図示いただいたものにもありますように、ファンクラブとの相関性というのがありますので、ぜひファンクラブの会員にもなっていただいて、その商品をとということになるんですけども、ファンクラブのほうである程度ニーズというか、そういったものを見ていくということも必要かなというふうに思っております。その中で、これが思わぬところで商品として効果があるんじゃないかとか、価値あるんじゃないかというのを見いだされれば、それはふるさと納税に直結していったりとか、そういったことも展開としては相関関係で考えていけたらなというふうに思っております。

事例としては、飛騨市等も先行して動いておりますので、そういったところの参考にしながら、今後しっかり進めていきたいというふうに思っております。以上です。

[ 8 番議員挙手 ]

**議長（大沢まり子君）**

8 番 奥村悟君。

**8 番（奥村 悟君）**

ありがとうございました。

町長の丁寧な説明、大いに期待をしていきたいなというふうに思います。

マンパワーが当然必要であるかなと思います。今まで税務課のほうでやられて大変だったかなと思いますが、私が当時、税務収納課長のときに、ふるさと納税が導入された2008年ですけども、そのときに税務課でという話がございます、そのときに、税とつくだけでなぜ税務課なのかという疑問がありましたけれども、他の自治体では企画課だとか総務課でやられたわけですけども、その当時、税務課ということで事務を受けたわけですけども、そのとき、税務課のほうでもノウハウがないとか、マンパワーがないということで大変苦慮した覚えがございます。

今回、2023年、2024年で、15年ほどたちますが、来年度からまちづくり課に移るということで、商工とか、それから観光分野のセクションと連携を取れるところに事務が移るということで、大いに期待しております。

このふるさと納税というのは、どこの自治体でもマンパワーの中で苦慮しております。近隣の川辺町ですと、女性職員が高校を出てから18年間、その事務に携わってやっております。川辺町では3億円ぐらいずっと平均して寄附金を集めているわけですけども、そういった人のマンパワーも必要だと思いますが、今度、業者のほうにも委託されるということですので、連携を取りながら、ぜひとも高い寄附金が集まるように、今後とも努力していただきたいと思

います。私は自分の経験上から、大変期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（大沢まり子君）**

これで、奥村悟君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は午後1時といたします。

午前11時50分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（大沢まり子君）**

休憩を解いて再開します。

2番 広川大介君。

**2番（広川大介君）**

では、一般質問をさせていただきます。

私からは、生活困窮者に対するサポートとその周知についてということについて伺いたいと思ひます。

私は私の政治活動について発信するホームページを持っているのですが、そこに設置してあるお問合せフォームからメッセージが届きました。中地区在住の匿名の方で、以降Aさんとなりますが、Aさんからのメッセージには、御嵩町は子育て世代向けの政策ばかりが目立ち、貧困者は取り残されている、貧困者にとって暮らしていくのがとても困難な町ですと書いてありました。

生活困窮者に対する支援については、国や県の制度を柱に、町が窓口となって様々な取組がされているはずですから、きっとこのAさんはそれらの支援制度の存在を知らないのだと思ひます。ただ、広報などを見ていると、子育て世代への支援は大きく書かれているのですが、生活困窮者向けのサポートや生活保護申請に関する情報などは確かに見当たりません。今回いただいたメッセージは一人の町民の方の主観的な御意見ではありますが、生活に困っている人の立場に立ってみると、御嵩町は生活困窮者に対する支援を積極的に行っていない町に見えてしまっている仕方がない状況なのかもしれません。

支援制度があるということと支援制度の存在が認知されているということは大きく違います。私は自身の事業でホームページ制作も行っていますが、クライアントには、自社のターゲットに自社のホームページを見てもらえないなら、その会社は存在しないのと同じと言っています。御嵩町が生活に困窮している町民に対して行っているサポートが生活に困窮している町民に知

られていないのであれば、それはサポートが存在しないことと同じであると思うのです。

また、Aさんは私のホームページにメッセージをくれたわけですから、ネット環境をお持ちの方だと思います。そこで、御嵩町のホームページで「生活困窮」と検索してみると、相談窓口についてというページがヒットし、生活にお困りの方へというタイトルで福祉課が相談窓口であることと、県の生活困窮者自立支援制度へのリンクがあり、もう一つあった生活困窮者自立支援事業へのリンクは、リンク切れで表示されない状態でした。生活に困窮し、何とか維持しているネット環境を使って町のホームページを見て、検索して行き着いた先がリンク切れだったとしたら、絶望してしまうのではないのでしょうか。

ここで1つ質問いたします。

生活困窮者に対して御嵩町で行われている、あるいは窓口となっているサポートにはどのようなものがあるのでしょうか。また、それらはそれぞれ御嵩町からどのように情報発信されているのか教えてください。

次に、この生活困窮者の把握についてお聞きします。

生活に困窮しているというのは、主観的な部分もありますし、様々な状況が絡み合って発生するので、例えば所得金額などによって単純に生活困窮者を抽出できるものではないでしょう。基本的には窓口への相談があった時点で町は生活困窮者であると把握するのだと思いますが、相談に行くのが恥ずかしいなどの理由で相談できず、表面化しない生活困窮者も少なくないと思われます。町が把握できなければ、本来受けられるサポートも受けられず、より困窮が深まっていくことになってしまいますし、最悪のケースを導いてしまう可能性もあります。

そこで、2つ目の質問です。

町は、本人の窓口への来訪以外で生活困窮者を把握し、サポートするためにどのような取組をしているのでしょうか。自治会への聞き取り、近隣住民からの通報、訪問しての声かけなど、取組と成果を教えてください。

次に、生活困窮者の把握と同時にお聞きしたいのが、子供の貧困の把握についてです。

議会の中でも、子ども食堂やフードリボンなど、子供を守る取組については関心も危機感も高いのですが、まずは困っている子供、おなかがすいている子供、放置されている子供を把握しなければ始まりません。こちらの問題も単純に世帯の所得で抽出できるものでもないでしょうし、世帯としては生活に困窮していなくても、子供は満足な栄養を与えられていないといった場合もあるでしょう。

子供は、大人以上に自分が困っていること、自分がおなかがすいていることなどを他人に相談することはできません。自分が他人より困難な状況にあるということにすら気づかずに、けなげに耐えている子供もいるでしょう。ですから、大人の生活困窮者以上に積極的に把握しよ

うとする取組が必要です。

そこで、3つ目の質問です。

町は、子供の貧困状況を把握することについてどのような取組をしているのでしょうか。学校や自治会などとの連携状況についても教えてください。また、把握した際にどのような対処をしているのかについても教えてください。

物価上昇著しい昨今、ぎりぎりまで回していた生活がついに破綻してしまうという世帯が増えると思っています。私は仕事場で昼食を自炊しているので日々スーパーで食料品を購入しているのですが、よく買っている焼きそばにしても、冷凍食品にしても、食品用ラップにしても、2割、3割値上げしているわけですから、今まで買えていたごちそうでもない食料品が買えなくなってしまうことも普通に起こり得ることでしょう。

このような状況下で出された第4次御嵩町福祉計画にも、生活困窮者自立支援制度の充実と周知が盛り込まれていますが、私は、制度以前に御嵩町が町内の生活困窮者に対しての姿勢を見直すべきタイミングが来ているのではないかと考えています。今までのどうしようもなくなったら相談してくださいとボソリとつぶやくようなものではいけません。お金に困ることだっであるよ、お金がないことは悪いことでも恥ずかしいことでもないよ、子供はいつでもおなかいっぱい食べられるようにサポートするよ、だから困ったときには遠慮なく相談してねと、町が積極的に明るく、生活困窮をネガティブなことではないと捉えているような姿勢を見せる必要があると思うのです。この姿勢で発信してこそ救える人、救える子供が増えるでしょうし、第4次御嵩町福祉計画の理念にある「安心とふれあいのあるまちみたけ」が達成されるのです。

そこで、最後4つ目、町長に質問いたします。

来年度の第4次御嵩町地域福祉計画の中の生活困窮者支援の実施に当たって、町長はどのような支援で取り組んでいかれるおつもりでしょうか。抽象的な質問になってしまいますが、町長の姿勢を明確にさせていただいてこそ、それが役場や関係各所の意思統一を図れるものとなり、町民に伝わる力を持ち、町民にとって頼りがいのあるものになると考えておりますので、お聞かせ願えたらと存じます。

以上4点、御答弁のほどよろしく願いいたします。

**議長（大沢まり子君）**

民生部長 中村治彦君。

**民生部長（中村治彦君）**

それでは、広川議員の一般質問に対する答弁をさせていただきます。

その前に、町ホームページのリンク切れがあった御指摘につきましては、一般質問通告書を受理した後、直ちに修正いたしました。おわび申し上げます。またお気づきの点がございましたら

たら、御指摘くださいますようお願い申し上げます。

それでは、答弁に入らせていただきます。

御質問のありました生活困窮者について、国の動向としては、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援制度の創設があります。これは、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、第2のセーフティーネットとして包括的な支援体制が平成27年度から創設されております。主な対象者は、現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性があり、自立が見込まれる方が対象となっております。

生活困窮者の自立においては、就労と家計の将来の見通しが立つことが重要であり、就労準備支援、家計改善支援、この2つの事業が自立への両輪となっております。

御質問1つ目と2つ目、生活困窮者への支援の周知と生活困窮に該当する方を把握するための取組については、共通するところがありますので併せて答弁させていただきたいと思います。

周知の方法につきましては、町ホームページ、広報「ほっとみたけ」などを活用して周知、御案内しているほか、税等の各収納担当課で税金や使用料金の新規滞納者や、未就労、離職され就労先未定の方には制度の御案内をしてもらうことがあります。

後ほど詳細には説明いたしますが、岐阜県社会福祉協議会がチラシを配布したり、ホームページで御案内をしていることもございます。実際に町福祉課を通じないで岐阜県社会福祉協議会から直接生活困窮事案として御嵩町の方が取り上げられたケースもございます。

アウトリーチの一例としては、民生委員・児童委員の方々にアンテナを高くしていただき、生活困窮と思われる人にはアプローチしてもらうよう、また情報提供していただくようお願いしているところでございます。

議員御指摘の自治会の関係ではございますが、自治会につきましては、守秘義務や個人情報等プライバシーの問題もございますので、直接の聞き取り等はしておりませんが、お気づきの場合は、お近くの民生委員・児童委員、直接福祉課につなげてもらえれば適宜対応したいとは考えております。言うまでもなく、御嵩町社会福祉協議会の方々にも各方面からアプローチしてもらっていただいております。

このように、各方面、分野から情報提供を受けているのが現状ではございます。しかしながら、潜在的な生活困窮者の方はいらっしゃると思います。埋もれたこういった方々をどのように掘り起こし、どのように対応するか、対処するかがこの問題の一番難関なところだと感じております。

続いて、取組について答弁させていただきます。

この生活困窮者自立支援制度では、福祉事務所を有していない町村は、都道府県が主体とな



って自立支援調整会議を開催し、対応を講じることとなります。本町では可茂県事務所福祉課が主体となり、岐阜県社会福祉協議会が中心となって対応策、支援体制を講ずることとなります。本町の庁内組織の関係部署が参加し、それぞれの立場で生活困窮者の就労支援、支援方法を検討することとなります。

自立支援調整会議は、高齢者、障害者、児童等の福祉担当はもちろん、健康保険、介護保険、各種の税、町営住宅、上下水道等担当課はもとより、必要に応じて教育委員会、保健センターが参加しての生活困窮者に寄り添うケース会議となります。協議件数は、令和4年度では39件、今年度は、現在までに31件の案件を協議してまいりました。岐阜県社会福祉協議会に配置されました就労支援員が就労のための助言、指導やハローワークに同行するなど、支援に加えてハローワーク等の関係機関との情報共有を図りながら連携を取り、一体的な就労支援を行っているところでございます。

また、家計相談の事業につきましては、支援相談員が個別に生活指導を行い、家計管理に関する支援や滞納の解消、債務整理に関する援助を行うとともに、社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付制度についても助言、指導を行っているところでございます。

最後、3点目、子供の貧困状況の把握方法と対処について答弁を申し上げたいと思います。

子供の貧困というのは、議員御指摘のとおり、非常に把握は難しく、しかも複雑な問題が絡んでいる場合が多いのが今までの実例からうかがえます。例えば虐待、介護、障害、学校内のいじめ、それによる不登校など、いろんな問題が複層的に存在いたします。学校、幼稚園、保育園などにおいて、児童・生徒や園児の様子がおかしいなど、教職員や保育士が気になった場合については、子ども家庭総合支援拠点に連絡が入るようにしております。子ども家庭総合支援拠点は、学校、幼稚園、保育園や子ども相談センターと対応を協議し、それぞれの役割分担を決めて要支援対象者に接触することとなります。

子供だけをターゲットにするのではなく、その御家庭の在り方やその周辺環境にも注目する必要があります。地域での民生委員・児童委員の方々からの情報も大変貴重な情報源となります。単にターゲットを絞り込むのではなく、横断的にその御家庭の支援を考えていく仕組みが必要であると考えております。言うなれば、生活困窮者の御家庭は、その人一人が生活困窮者ではなく、本人を含む家族や環境に原因があることもあります。対象となる児童・生徒、子供たちの貧困の原因がどこにあるのか、それによって支援の方法も異なってまいります。

本町では、令和6年度からこども家庭センターを立ち上げ、そこが中心となってコーディネートをするところもあるでしょう。事案によっては、福祉、保健、保育、学校教育、県の子ども相談センター、町社協など他機関との連携、情報共有を含めて対処、対応することとなります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

**議長（大沢まり子君）**

町長 渡辺幸伸君。

**町長（渡辺幸伸君）**

それでは、質問のほう、どのような姿勢で取り組んでいくのかということにお答えしていきたいと思います。

現在、生活困窮者の自立支援につきましては、早期に社会的、経済的に自立した生活を送ることができるよう、生活困窮者自立支援事業を展開しているところでございます。

生活困窮者自立支援事業におきましては、個々の状況に応じて継続的に支えていくことが重要であるというふうに考えており、今後も生活困窮者の尊厳を保持しながら、自立に向けた自己の意思決定ができるよう、一人一人に寄り添った支援を進めてまいりたいというふうに思っております。

生活困窮状態に陥った方への支援は、生活困窮者自立支援制度に位置づけられている支援だけで完結するものではなく、様々な関係機関との連携を行うことが重要であるというふうに認識をしております。包括的、一元的に自立相談支援機関の窓口で適切に対応できるよう、支援者間の連携を強化し、切れ目のない効果的な支援を進めていきたいと考えております。そのため、第4次御嵩町地域福祉計画では、重層的支援体制の整備を構築し、その中で支援の方策、対策を進めてまいりたいと思います。

これまでの社会保障制度では、介護、障害、子育て、生活困窮の分野別に専門的な支援を充実させてきました。しかしながら、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりのように複数の課題が複雑に絡み合っている事例が顕在化しております。また、必要な支援が届かないまま状況が深刻化する事案、事例も増加しております。

本町では、第4次御嵩町地域福祉計画において、「ともに生き、ともにつくる、安心とふれあいのあるまちみたけ」をスローガンに、町民の誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる地域共生社会の実現を目指し、地域、行政、関係機関等が協力し、重層的支援体制整備事業に取り組むこととしております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

**議長（大沢まり子君）**

2番 広川大介君。

**2番（広川大介君）**

御答弁ありがとうございます。

1点追加で質問させていただきたいと思います。

今御答弁いただいた中でも、重層的支援体制をつくったりと、横断的にサポート体制をつくっていただけるということは大変必要なことだと思いますし、方向性としてはとてもいいと思うんですが、やっぱり足りていないのが周知ということなのかなと思うんですよ。今日、私以前の議員さんの質問の中でも周知という言葉は多々出てきましたが、私としては、町がこの周知という言葉の定義を見直すべきタイミングが来ているんじゃないかなと思っています。

現状、周知と御答弁の中で出てくるものに関しては、広報紙に載せる、あるいはホームページに掲載するということがほぼほぼなんだと思うんですけれども、私はマーケティングのサポートをするという仕事をしていますので、その立場で民間に置き換えて考えると、周知というのはいわゆるマーケティングの部分なんです。マーケティングは何をするかという、見込み客をあぶり出す作業なんです。お客さんをつかまえることではなく、買う可能性がある人というのを抽出する、探し出す作業が、プロセスがマーケティングなんです。あぶり出された買う可能性のある方に対して、営業マンがうちはこういう商品をつくっているんです、サービスをやっているんですということを売り込む、これがセールスのプロセスですね。だから、マーケティングであぶり出して買う可能性のある人を見つけて、その人に対して直接営業して売り込むと。これが一般的なのとか、私がやっている民間でのお手伝いなんですけれども、これを町に置き換えてみると、マーケティングのプロセスというのがほぼないんです。要は、窓口に来た、買う可能性がある人がたまたま見つけて自ら窓口に来てくれた、その人に対して手厚いサポートがありますよということを提案しているというのが現状なんだと思います。

マーケティングのプロセスがあれば、より多くのサポートを受けられる可能性のある人に伝えられて、より多くの方が窓口に来てくれると、要は埋もれてしまっている、顕在化しない困っている人というのを一人でも多く救える体制がつけられると思うんです。

じゃあ、そのマーケティング的な周知というのを町がどうやっていくのかということを見ると、分かりやすく言うと、ただ単に広報紙やホームページにこういう支援体制がありますよというふうを書いてあるだけでは足りないんです。誰が、こういう人がそのサポートの対象になるということがぱっと見て分からないといけないですね。じゃあ、何を書くかという、こんなことではお困りではありませんかということについて、できれば口語で、分かりやすい言葉で可能な限り羅列していくということをよくやります。おなかいっぱい食べられないとか、子供の学用品を買ってあげられないとか、そういった悩んでいる人が思わず口にしてしまうような言葉を代弁してたくさん書いてあげる。その中の一つでも自分の状況に当てはまったら、ああ、これは町に相談すれば私助けてもらえるのかもしれないと、初めてそこで困っている人のアンテナが立つんだと思うんです。

あと有効なのは、実際にサポートを受けられた方の感想ですね。よく通販なんかを見ている

とお客様の声ってありますよね。それに類するものがこういった生活困窮者支援にもあるべきだと思います。こんな状況だったのに、こういうところに相談したら今ではこんなふうに働いていますとか、あんなにひどかった状況が改善しています。安心して暮らせるようになりましたということが書いてあると、あるいはビフォーアフターですよ。こういう状況にあった人にこういうサポートをしたらこういう状況になりましたというビフォーアフターがたくさんあれば、一つでも悩んでいる人の状況に当てはまったらすごく響くはずなんです。それでこそ、じゃあ窓口に行ってみよう、あるいは隣に住んでいる人がそういう状況っぽい、だからちょっと声をかけてみようとか、そういう問いかけがあつてこそより多くの人を救えるのかなと思うんです。ですので、周知という言葉に関しては、ただ掲載するというのではなく、届けたい人に届くようなやり方で、言葉で、もっとたくさん継続的に伝えていく必要があると思っています。その点で、町は周知という言葉をちょっと見直していただけるといいなと思っています。

それを踏まえて質問させていただきたいのが、今言ったようなやり方ですね。ビフォーアフターですとか、お客様の声と言ったらあれですけど、実際にサポートを受けられてこんな改善をしたよというような事例紹介ですとか、そういったことを広報紙なりホームページなり、そういうところにお客様の声まで踏み込んで公開していくことは可能性としてあるのか、あるいはそういった素材があるのか、今までの獲得している感想とかですね。ということがあるのかということ。

あとは、学校教育の中で、こういった人は生活困窮者になるから、自治体でこんなサポートが受けられるという教育があつてもいいと思うんです。学校でみんなが知つてこそ、彼、困っているのかもしれない、あるいは僕、困っているのかもしれないということに気づけるんだと思うので、その辺での周知というのをできる可能性があるのかということについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

#### 議長（大沢まり子君）

民生部長 中村治彦君。

#### 民生部長（中村治彦君）

ただいまの広川議員の再質問にお答えしたいと思います。

周知というキーワードが出てまいりましたが、大変難しい、行政としては、この生活困窮者の案件を扱うに対して、この周知というのがかなり難しい。今回御質問いただきまして、いろいろ考えてはありましたけれども、やはりどうアプローチするか、こういったものが難しいということは、各いろいろな問題が出てまいります。例えば今御提案いただいた相談事例なんかを盛り込むということは可能だと思います。例えば病気になって働けなくなったので、収入がなくなったというのがありますよとか、いろんな事情があつて家族からの支援が受けられない

とか、そういったことを掲げることは可能かなというふうには思います。

また、取り扱った過去の事例では、個人情報や、やはり守秘義務の観点、機微な情報、かなりセンシティブな内容も踏み込んでまいりますので、これを御本人に公表してもいいよというような了解を得られれば、それはそういった意思だということで公表することはできなくはないと思います。

ただ、しかしながらこの支援者の支援の内容というのが様々でありまして、それを行政が率先して公表するという事はなかなかちょっと難しいのかなと思います。例えば様々と申し上げたのは、この生活困窮という言葉一つ取っても、議員御指摘のとおり主観的なものもございます。なので、その点については十分留意しながら進めていかなければなりません。成功事例があれば当然紹介したいというのは我々も思っておりますが、なかなかその生活困窮に陥った方、生活保護に陥らないよう就労支援、家計支援していくというのはございますが、果たしてそこまで成功事例が多々あったかということ、正直申し上げてなかなか難しいことがございますので、御意見いただいたことに関しては当然踏み込んでまいりますけれども、研究してまいりますけれども、今現状ではやはり難しい問題がありますということで御答弁させていただきます。以上です。

[ 2 番議員挙手 ]

**議長（大沢まり子君）**

2 番 広川大介君。

**2 番（広川大介君）**

御答弁ありがとうございました。

個人情報ということになるとかなり難しい問題というのは想像に難くありませんが、個人を特定できない範囲ぐらい大ざっぱでも、何となくその読んだ人、見た人の現状と一致すればいいのかなと思うんですよね。なので、その程度のレベルでも今とは全然違ってくると思うので、ぜひやっていただけたらいいなと思います。たまにじゃなくて、常にそういったことが繰り返し公開されている、あるいは教育されている、啓蒙されているという状況がいい結果を生むと思うので、ずっと取り組んでいただけたらいいなと思っています。

では、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（大沢まり子君）**

これで広川大介君の一般質問を終わります。

10 番 高山由行君。

質問は、一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

**10 番（高山由行君）**

議長のお許しがいただけましたので、通告書に従いまして、大項目2点につきまして私の質問をいたします。

質問を始める前に、私のほうからも先ほど来出てきました新年早々に起きました能登半島地震で亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお被災されて自宅に帰れず、避難所生活を強いられている方や親戚・知人宅に身を寄せられている方には、道のりは険しくても、時間もかかりましょうが、それでも少しでも早く元の生活に戻れますよう、被災者の方に寄り添った支援が受けられますことを願っております。

また、熊本地震のときもそうでしたが、大きな地震や災害が来るたびに、自分が住んでいる御嵩町だけは大きな災害が来ないでくれと、大変心配な新庁舎建設や中保育園建設計画を進められない当事者の議会議員としまして、また前議長としてじくじたる思いでいっぱいです。もう私にはスピード感を持ってともなかなか切り出しはできませんが、8か月たちました。渡辺町長には、課題山積である中、目に見えない大災害の備えではありますが、早く町民や議会に進む道を提案していただきたいと思っております。

冒頭から議員として慎むべきお願いになってしまいましたが、切り替えまして質問に移りたいと思います。

この1つ目の質問のテーマは、そもそも昨年12月2日に開催いたしました御嵩町議会町民フリースピーチでの伏見の男性町民の方から発表されました名鉄広見線の活性化策の提案テーマであります。

私たち御嵩町議会では、令和3年に、コロナ禍で議会の使命である町民の意見を吸い上げる会議や集まりができない中、先進的に行われていた犬山市議会のフリースピーチを参考に、第1回目を開催し、昨年が2回目の御嵩町議会フリースピーチを開催しました。発表された方に必ずフィードバックをすることになっておりまして、今年に入りまして、提案された課題解決に向けての現場調査と会議を議員全員で1月に行っております。

この提案は、先ほども申し上げました伏見の方からの名鉄広見線沿いに可児市Kルートの延長を行って遊歩道を整備し、可児駅から御嵩駅まで歩いた後、帰りは電車に乗って戻るコース設置の提案でありました。1月26日の議会のフィールドワーク実施後の会議の中で、その実現の可能性について執行部に私が質問することになりましたが、議長とも再度協議しまして、名鉄広見線の活性化策だけでなく、御嵩町民の健康増進のため、可児川の堤防道路に遊歩道の整備、ウォーキングロードの設置の可能性についてお聞きすることにしました。

質問するに当たり、まず町民の方からの提案の中にあるKルート遊歩道を調べてみました。このKルートは、可児市の富田市長の肝煎り政策みたいで、若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造の施策の一つで、ウォーキングルートをKルートとして、健康維持や心の安ら

ぎなどを目的として必要な整備を進めているものです。13のモデルコースを設定しておりますが、その中のモデルコース3の一部が御嵩町境の渚之上橋から明智駅近くの平貝戸橋までが設定してありました。私も歩きましたが、約2.5キロ、渚之上橋から西へ可児川左岸側に一部車が通れないようになっていました。

ここで左岸、右岸の説明を少しいたしますが、上流側から下流側、上之郷から伏見のほうに向かって可児川を見てみますと、右側が右岸、左側が左岸ということになって、イメージを持ってください。渚之上橋からの遊歩道を地元の広見まちづくり協議会が担っている看板もありました。また、スタート地点から200メートル間隔で広見まちづくり協議会名でウオーキングの目安となる目印の柱が立っていました。川沿いの堤防道路斜面には花木が植えてあり、ウオーカーの心身のリフレッシュや健康増進に寄与していると思われます。

遊歩道の定義を私はあまりしっかり理解はできませんでしたが、歩道の一部なのだとしたら、車両が入れないとするなら、国の管轄の河川道路なのでどこまでお願いできるか分かりませんが、取りあえずの提案とさせていただきます。

私が提案いたしますのは、御嵩駅南の門前橋を起点にしまして、西は可児市境の渚之上橋までの約3.4キロ、渚之上橋から二、三百メートル、はっきりどこやということとは分かりませんが、二、三百メートルは可児市の土地だったので、その分は多分引かれると思います。東は上之郷中学校南の天王橋までの約3.9キロ、全長約7.3キロの散歩道、ウオーキングロードを御嵩町民の健康増進のために制定し、必要な路面整備、案内看板やウオーキングの距離表示などを立てたらいかがでしょうか。私が調査した限りでは、本当に御嵩町の可児川沿いは自然豊かで、川には鳥がたくさんいて、全線田園風景が楽しめますし、門前橋から西は、駅の端から西、顔戸のほうに向かって、特に田園風景と、また名鉄広見線の赤電が見られますし、門前橋から東、上之郷に向かってですが、一部木下橋から送木橋までは、右岸側を歩いていただきますが、里山風景が楽しめます。

また、堤防道路肩に樹木を植えることの是非もありますが、現状を少し紹介させてください。

可児市境の渚之上橋から左岸側を御嵩のほうに東に向かって進みますと、渚之上橋から顔戸橋までの竹林はすばらしいものがあります。顔戸橋付近には約250メートルの桜並木、顔戸橋東へ300メートル付近には、名鉄広見線の可児川鉄橋の下がくぐれます。その場所の可児川河川敷には、近隣の方が草を刈ってアンパンマンの顔を刈り込んで作っていて、名鉄電車の車窓から楽しめるようにしてあり、鉄橋に赤電が走る姿は絶好の写真スポットであります。

御嵩橋西、御嵩橋というのは白川多治見線ですかね、西300メートル付近には、可児才蔵ゆかりの黒竹が自生してしまして、そこがまた観光スポットになるのかなあと思いながら歩いてきました。

御嵩橋から中村大橋の右岸側には、秋にはヒガンバナが咲き、冬には、名前は分かりませんが、常緑の植物が目を楽しませてくれています。欠橋と中村大橋の下には大きな桜があり、城町の新川橋から送木橋の間は、右岸側を通りますが、左に目を移しますとお稲荷様がある、町長のうちの近くではありますが、丸山の桜が春には咲く予定であります。送木橋から中切橋までは桜並木、中切橋から上河原橋を過ぎ、終点、天王橋までは紅葉並木が楽しめます。

改めて私も、実際、3回歩いて単車で1回行きましたけれども、山あり川あり、そして里山あり、そして花がある。三拍子も四拍子もそろっていて、それでいて御嵩の可児川河川敷道路は車が本当に少ないです。直線で7キロも普通に歩けるようなところはほかにないと思います。散歩コースとしては最高の道であります。御嵩の人がウォーキングするのも最高ですが、それこそ提案のありました名鉄の赤電を絡めたウォーキングコース名でもいいですし、ウォーキングイベントの開催も考えられます。私は勝手に門前橋より西の3.4キロを赤電の見えるウォーキングコース、門前橋より東の3.9キロを田園の見える里山ウォーキングコースと、提案が通ることを思い、歩いております。2月10日に開催された可児川クリーンキャンペーンに参加された方は、改めて御嵩の自然のよさを認識し、こんなところにウォーキングコースがあればと思ったと考えております。

つらつらと長い前置きの話ですみませんでした、どうしても御嵩の人に御嵩を歩いていただき、また、よそから来た人も同じですが、リフレッシュされ、健康増進につなげていくためにも、可児川沿いにウォーキングコースの設定を考えていただきたい。

お答えいただくのは簡単でございます。

前段でお話しさせていただいた可児川沿い堤防道路、湊之上橋から天王橋までの左岸道路、一部右岸道路になりますが、御嵩町独自にウォーキングコースの設定をして、御嵩町住民の健康増進につなげ、また他市町村からのウォーカーを呼び込み、ひいては名鉄の乗降客の増加を望む計画を立てられませんか。答弁の中に看板を立てたり距離表示を立てたりすることの各種ハードルがあれば、またそれもお答えください。

以上、長々とすみませんが、よろしくお願ひいたします。3名の部長からお答えしていただけるということでこの質問にと思いましたが、しっかりとよろしくお願ひします。

1 問目は以上です。

**議長（大沢まり子君）**

建設部長 早川均君。

**建設部長（早川 均君）**

それでは、高山議員からいただいた一般質問にお答えさせていただきます。

建設部からは、最後におっしゃいました看板を立てたり距離表示を立てたりすることへの各



種ハードルは、について御答弁させていただきます。

ハードルが高いか低いかにつきましては、いろいろな要因によるところがございまして、画一的に申し上げることができませんので、一般的に想像できる範囲のことで申し上げます。

今回、御質問の主な舞台となっておりますのは、可児川沿いの道路です。堤防敷を道路として整備し、町道として認定している部分もありますが、御提案いただいたルートには、県道及び河川管理者の管理用道路なども含まれると思います。可児川は1級河川で、管理者は岐阜県です。県道も同じく管理者は岐阜県です。河川の管理用道路はもちろん、県道敷内、もしくは町道敷内であっても、河川区域や河川保全区域内に看板等の工作物を設置するとあれば、県の河川占用協議が必要となってまいります。あわせて、県道敷内であれば県の道路占用協議が必要ですし、町道敷内であれば町との協議を要します。各協議が調った後には、占用許可を得ていただく申請行為、それから申請の許可の後には、各条例に基づく占用料を納めていただくとともに、日常的な管理、また撤去に関しても設置者の責任において行っていただくこととなります。工作物を設置する場所によって協議をする先が違いますし、それにつけられる諸条件も違ってまいります。

また、看板等の工作物を設置するとは違う観点でございまして、交通量の多い大きな道路を横断すると思われるため、それにつきましては、警察との協議も必要になってくるかと思っております。

以上で、私からは建設部の答弁とさせていただきます。

**議長（大沢まり子君）**

民生部長 中村治彦君。

**民生部長（中村治彦君）**

それでは、民生部のほうから答弁申し上げます。

今さらとはなりませんけれども、私からは健康増進の観点から、ウォーキングについての効果、効能をいま一度御紹介したいと思います。

歩くという老若男女を問わず行うことが可能な軽運動であって、動作の質や強度を考慮することによって、その人それぞれに合った健康増進や生活習慣予防のための運動となります。長時間継続して歩くことで有酸素運動ができ、手軽な運動ができるのがウォーキングでございまして。

有酸素運動は、継続時間が長くなればなるほど脂肪をエネルギーとして利用する比率が高まります。体脂肪の減少による肥満解消や血中の中性脂肪の減少、血圧や血糖値の改善にも効果がございます。さらに、運動を負荷することによって、心肺機能の改善や骨粗鬆症の予防など効果も見込まれます。ジョギングと異なり、常に足が地面についていますので、膝や腰の疾患

を抱えている方でも障害のリスクが少なく、精神面でも開始時のハードルが低い運動として人気がございます。

メリットとして3点上げさせていただきますと、1点、生活リズムが整うと、散歩が持つ効果として生活リズムが整うということが上げられます。2点目には、気分転換ができると、様々な場所をゆっくりと風景を眺めながら散歩すれば気分転換になると思います。3番目には、ダイエットや美容効果が期待できます。ゆっくりと歩く散歩ですが、継続して続けることによってダイエット効果や美容効果も期待できます。議員が可児川河川敷をウォーキングされることはこの全てに当てはまり、とても健康的でウォーキングの教科書どおりではないかと感心しております。

また、少し御質問とは離れますが、本町には歴史的資産中山道が町内を通っております。みたけの森の散策、東海自然歩道のウォーキングも一つかと思えます。また、東美濃歴史街道協議会でも中山道八宿歩き帖という冊子を発行しております。ウォーキングが手軽で健康増進につながるものが広く認知されている表れでございます。気軽にできるウォーキングであるがゆえ、御嵩町内の各所を歩いていただくこと、可児川沿いを歩くこと、中山道やみたけの森などを歩くこと、いろんなバリエーションがありますので、健康増進にウォーキングをしていただくことは推奨していきたいと思えます。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

**議長（大沢まり子君）**

総務部長 各務元規君。

**総務部長（各務元規君）**

民生部長からウォーキングの効能による健康面の答弁に続きまして、私からは名鉄広見線の魅力を生かしたウォーキング推進についてお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、可児川の鉄橋に赤電が走る姿は絶好の写真ポイントで、カメラを向ける方も多くあります。そのほかにも、ウォーキングならではの車両と自然が一体に溶け込んだ写真ポイントやビュースポットも見つけることができる楽しみもあると思えます。ウォーキングによる楽しみ方のコースや写真ポイント、ビュースポットは人それぞれですので、物理的な案内看板を設置するよりも、柔軟性のある案内が有効であると考えますので、例えば名鉄広見線活性化協議会でお勧めのコースやいわゆる映えるポイント、スポットを募集して、ウォーキングや観光に適したコースとして紹介していくことも提案していきたいと思えます。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

10番 高山由行君。

## 10番（高山由行君）

各部長さん方、御答弁ありがとうございました。

建設部長、特にハードルが高そうで、やるともやらんとも、どうしたらいいのかということも答えがなかったわけですが、私も1回程度の提案でこれが何かなるとは思っていません。

そこで、ちょっと余談になりますが、2つほど紹介させてください。

私は4期目の議員になりまして、新しい議員の方、また新町長の言葉も特に勉強しようと思っ  
て研究はしておりますが、手前みそになりますが、御嵩町の議会報の3月1日号、裏表紙の  
暫時休憩の部分に広川さんの文章があります。ちょっと聞いてくださいね。

アイデアや反対意見を述べただけではコミットしたとは言えない。アイデアなら具体的な一  
歩目を、反対意見なら具体的な代替案を示してコミットと言える。私、コミットという言葉も  
あまり分かりませんで、どこかの運動のコミットという言葉が浮かんできましたけど、ググる  
と、目標に対して責任を持って深く関わる、目標を必ず達成するために全力で取り組む、私も  
これにコミットいたしまして、私はこの7キロが物すごくいいものだと思っております。この  
提案の、一町民からの提案で、議長と少しお話しただけで、議員全員で渚之上橋まで調査に  
は行きましたが、本当にこれがいいものかどうかというのはまだ議員さんにも伝わっていません  
、実は。だから、これからこの全議員の了解を得て、また提案できるところがありましたら  
提案いたします。

それと、もう一つ、町長の言葉であります。

ジチタイワークス、これは議会のほうで取っておりますが、町長がまたインタビューを受け  
ておりまして、私の心に刺さったのは、職員から提案があれば、それは住民が本当に欲してい  
ることか、住民全体が希望していることかをよく考えて、予算が要るものなら、それは予算を  
使うことを真剣に考えてくれという言葉が、私は言葉に引っかかりました。私も住民の一人で  
はありますが、住民にこの件でアンケートをしたわけでもありませんし、歩いていて、皆さん  
が気持ちよさそうに歩いている姿を見るだけですが、選挙で選ばれた議員の一人として負託を  
受けておりますので、提案なり、そういうことは私はできると思っています。

また、この件に関しては、もう少し何がハードルが超えなくちゃならないのか、私は特に全  
てを遊歩道にしてくれという希望ではありません。日常的に散歩をしている方は、緑の丘、今  
はトイファクトリーの丘ですが、距離があると歩きやすいです。だけど、あそこは同じところ  
を1キロぐるぐる回っているの、なかなか飽きてしまって、3周も走ると、次、4周目が行  
けないということもあります。可児川は、そこに1キロ、2キロ、3キロとありますと、目標  
ができて、また日常的に歩きやすいかなと思っておりますので、また私はこれを調査して提

案したいと思います。

以上で1問目は終わらせていただきます。

それでは、大項目2点目の質問に移ります。

質問項目は、願興寺を生かした御嶽宿のにぎわいづくりの創出と観光戦略についてと少々仰々しい題目がついておりますが、御嵩町や御嶽宿のにぎわいづくりのテーマは、私の議員としての一丁目一番地の大きなテーマであります。私が議員になりました13年前、平成23年3月第3回定例会の初めての一般質問の質問事項でもありました。そのときは、御嶽宿の再生、わいわい館、さんさん広場についてなどの質問でしたけれど、それから13年が経過し、社会情勢も大きく変わり、御嵩町においても、町長も渡辺幸伸町長に替われ、議員にしましても、そのときにいた議員は私を含み4人だけでして、8の方が替わりました。議員の顔ぶれは替わりましたが、各議員においては、それぞれの立場、立ち位置で、御嶽宿はもちろん、伏見宿においても御嵩を盛り上げようと各種イベントやサークル、団体に参画、協力していますし、ここで御嵩町の宿場町づくり、観光戦略について少しおさらいをしておきます。

当然御嵩町の先人たちもいろいろなことを考え、いろいろなことを実行してきたと思いますが、亜炭のゴールドラッシュが終わり、少しの間はその余韻で御嵩町全体が生活しておりましたが、可児市との合併もなく、人も物も金も可児市に移っていったように思います。実際に御嶽宿再生、にぎわいづくりの創出を本気でスタートさせたのは、平成15年の商家竹屋の整備から始まったように記憶しております。その後、平成20年3月に御嶽宿地域再生構想が住民主体で策定、それを受けて、翌平成21年3月に御嶽宿地域景観等整備指針を発表、以降、各種御嶽宿再生事業が本格的に始動してきました。岐阜県からの交流事業での人的支援、まちづくり拠点としてのわいわい館、さんさん広場、健康館等の各種財政支援を受けましての建設、各種計画に沿ったハード面、ソフト面などの様々な形での宿場町の再生とにぎわいづくりの創出に町民を巻き込んでの事業推進をしてきたとっております。私も微力ではありますがお手伝いをしてきましたし、現在も各種まちづくり団体に入って活動を続けております。

また、新しい若い議員さんたちも新たな人材として活躍し始めております。御嵩町第四次総合計画から始まり、第五次総合計画に移り、現在は第五次総合計画の後期基本計画の4年目であり、観光基本計画においては、現在、第2期観光基本計画の3年目であります。渡辺町長におかれましては、昨年9月、定例会での所信表明の中で、5つの柱には「町民の皆様とともにまちづくり」とあり、2つの取組、まちづくり協議会と御嵩町ファンクラブの立ち上げとあります。

ここから質問に入りますが、順番はそちらにお任せしますが、まずお聞きします。

前回、広川議員がファンクラブの件は質問していますので、私はまちづくり協議会について

少しお聞きします。

まず質問1として、これは所信表明やそのほか、また説明の機会がありましたので、重複しておる部分がありましたら、そこら辺考慮いたしまして御答弁のほうをお願いします。

(仮称)まちづくり協議会立ち上げの計画は進んでおりますか。

質問2. この協議会は、町長は町民と意見やアイデアを出し合い、一緒になって取り組むとありますが、具体的にどのようなことに取り組みますか。現在もまちづくり課所管のみたけ地域活性化委員会という既存のまちづくり団体がありますが、その団体はどうなりますか。

次に、願興寺を観光戦略にどう生かすかについて質問いたします。

先ほど鈴木議員も質問しておりましたが、願興寺の修理工事も令和8年度に完成という計画で進んでおります。御嵩町民の願興寺修理後の観光施策、位置づけは大変大きな期待をして皆さんが注目していますので、どのような体制で町が関わっていくのか考えていたところ、この原稿を書いているときにはまだ2月1日にいただいた予算原案しかありませんでしたので細かいところは分かりませんが、その中に重要文化財願興寺保存活用計画策定として予算案として上げておりました。また、私が委員になっている願興寺本堂修理委員会においても、2月9日の会議において重要文化財願興寺本堂活用計画の策定の説明が少しありました。

ここで質問しますが、質問4番目になります。

この計画は、願興寺単体の活用計画なのか、御嶽宿全体の活性化の位置づけなのか、少し詳しく説明をして、お聞かせください。

質問の5番目、修理委員会の中で願興寺保存活用計画策定委員会を組織する案を示されました。今、私が委員になっている御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理委員会と寄附金を集めていただいた御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会があり、保存会のほうは現在休眠状態と聞いておりますが、改めて各委員会の協議内容などを整理したいので、少し説明してください。

質問の6. 修理保存会、寄附金を集めた保存会ですね。本堂の寄附金集めが終わったので、このまま解散するのか、再編成するのか、町としたらどう考えておりますでしょうか。民の団体と言われましても、この団体が町が関わり合いになって組織したと記憶しております。なので、今の状態が宙ぶらりんの状態でまた新しい組織ができると、その団体がどうなるか心配です。お聞きします。

質問の7番目、最後になります。

御嵩町民にしてみれば、願興寺そのもの、御嵩薬師祭礼も同じでありまして、御嵩町の宝であります。有形、無形の違いはありますけれど、文化財に変わりはございません。にぎわいづくりの創出の点からも、今までのように物心両面の支援が必要と考えますが、これは願興寺本

堂のほうではなしに、祭礼に対する今後の考えですね、町の。方針を何かありましたらお聞かせください。

以上7点について、御答弁よろしく申し上げます。

**議長（大沢まり子君）**

総務部長 各務元規君。

**総務部長（各務元規君）**

それでは、願興寺を生かした御嶽宿のにぎわいづくりの創出と観光戦略についてお答えさせていただきます。

私からは、御質問のうち、まちづくり協議会についての3点について、併せてお答えいたします。

私は、まちづくり協議会とは、願興寺や中山道などの個々の観光資源や地域の活性化のために、地域づくりの活動を関係する様々な団体や関係者が一緒になって本町の魅力を向上させるという一つの目的のために意見を出し合うような会議体をイメージしており、言うなれば御嵩町の魅力向上会議として展開できればと考えています。そこには、観光関係、商工関係、文化関係、教育関係、農業関係、環境関係などの団体や関係者など、ふだん交わりのない方々が一同に入り、定例的に意見を聞きながら、共通の認識の下、大きな枠組みを進めていく会議体になればと思っています。ここでいただいた意見などは構成するそれぞれの団体にフィードバックすることになりますが、具体的な活動や取組については、例えば願興寺を盛り上げたい、あるいは中山道を盛り上げたいなどのテーマに沿って、既存の団体ネットワークの枠を超えてそれぞれの団体が新しく加えられる持ち味を生かしながら一緒になって取り組むことで、これまでの活動により力が入ったり、新しいアイデアなど自発的な取組が生まれてくることを期待しております。今までは関わりのなかった団体などがこの会議体及びテーマに沿った団体ネットワークを通じて新たに協力し合い、その中で真に中心的な団体、または方々が先頭に立って、具体的な方向性や取組などを決めて進めていただく、町はその具体化に向けた環境整備やサポートをしていく、そんな枠組みを思い描きながら検討を進めている状況です。この協議会が町の魅力を向上させる地域に関わる人づくりと持続的な地域の活力づくりのためのネットワークづくりとともに、戦略的な司令塔になっていくことを目指してまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

**議長（大沢まり子君）**

教育参事 筒井幹次君。

**教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）**

それでは、総務部長に引き続き、高山議員からの御質問にお答えをいたします。

私からは、御質問のうち、4番目から7番目までの4点についてお答えをいたします。

初めに、4点目の御質問、重要文化財願興寺保存活用計画の詳細な説明についてです。

願興寺本堂修理工事は、平成29年度から開始し、解体を経て、現在順調に組立て作業が進んでおります。いよいよ令和8年度中には本堂修理の完成を迎える予定ですが、完成後の活用等については、現時点で具体的な構想は何もない状況であります。

1,200年以上にわたり御嵩町を代表する古刹として人々に親しまれてきた願興寺は、中山道が整備され人の往来が増えると、御嶽宿の中心的な存在としてその名をはせました。現在では、国指定重要文化財である24体の仏像を備え、御嵩駅からのアクセスもよく、町にとって重要な観光拠点であります。そのため、本堂完成後の願興寺を生かしたまちづくりを推進していくための基礎となる重要文化財願興寺保存活用計画の策定を進めてまいります。

この計画の中では、現在の願興寺境内や敷地内施設と境内西側に接する町有地内の旧観光案内所、公衆トイレ、駐車場などについて、現状と今後の課題、また手を入れるとすればどのくらいの費用が必要になるのか、今後、観光や誘客の資源として活用していくためにはどのようなことが必要になってくるのかなどを洗い出していくこととしており、計画自体は御嶽宿の活性化との一体性を念頭に、願興寺エリアを対象としたものを考えております。

一方、願興寺が宗教法人であることを踏まえ、町ができること、願興寺がやるべきことなどは明確に区分しておく必要がございます。計画の策定に当たっては、文化財指定の有無や施設の所有者がどちらなのかなど、十分に留意しながら役割分担を行い、願興寺エリアの今後の保存と活用に向けた計画を策定することとしております。

次に、5点目の御質問、活用策定委員会、本堂修理委員会、本堂修理保存会の個別の協議内容の整理についてお答えをいたします。

まず、御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会につきましては、1,200年以上にわたり地域の人々に親しまれてきた国指定重要文化財である願興寺本堂を修理し、この貴重な歴史的文化遺産を後世へと伝えていくことにより、文化の振興に寄与することを目的として設置された民間の組織であり、会員はこの目的に賛同する個人及び団体の方で構成されております。

保存会が行う事業として、設置規約に次のように定められております。1. 願興寺本堂修理の事業費等の募金に関する事業、2. 願興寺本堂を末永く保存することができる体制の整備に関する事業、3. 願興寺本堂修理に関する情報収集及び情報発信事業、4つ目に願興寺住職と関係機関との連絡調整に関する事業、5. その他であります。このようになっておりまして、具体的には、大きな目的の一つである寄附金を募り、管理すること、そのほかにも情報発信のための現場見学会の開催支援などを担っておられまして、願興寺への様々な支援活動の母体であると認識をしております。

次に、国指定重要文化財願興寺本堂修理委員会につきましては、文化財保護法の規定による指定を受けた文化財である願興寺本堂の解体修理等に関し、必要な事項の審議を目的として設置されたもので、主として本堂の解体修理の方法、工事等の契約及び経理に関する事項を所管しております。行政側、町が主体となって組織したもので、本堂修理の完了に伴い、任期も満了となります。

そして、令和6年度当初からは、本堂だけでなく、町有地を含む願興寺エリアの整備も一体的に検討した計画である重要文化財願興寺保存活用計画を策定する組織が必要となりますが、文化財の有識者に加わっていただくことを想定しながらも、修理委員会との関わりが密接で重要であることから、何らかの形での協働を考えております。

次に、6点目の御質問、修理保存会の今後の在り方についてお答えをいたします。

御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会は、平成28年11月より、民間の組織として、本堂修理工事に係る願興寺の所有者負担を軽減することを大きな目的として、寄附金活動を中心に行ってこられました。議員御指摘のとおり、本堂修理に必要な費用についてはめどが立ったこともあり、保存会としての活動は現在休止に近い状況ではありますが、願興寺を応援していく組織として現在も存続しており、この後、いよいよ令和8年度に本堂が完成するのを控え、保存会としても願興寺の魅力を発信しながら、その歴史や文化を伝えていくためにも今後の活動は必要であると認識をしております。

また、令和6年度から保存活用計画を策定していく中で、様々な課題や今後の展望が出てくるかと思われませんが、行政や願興寺単独ではできない部分において、願興寺を応援していく活動等を担っていただくことも保存会の大きな役割であると考えております。

最後に、7点目の御質問、御嵩薬師祭礼の今後に対する町の考え、方針についてお答えをいたします。

昭和54年に岐阜県の無形民俗文化財に指定された御嵩薬師祭礼は、1,000年の歴史を誇り、天下太平、五穀豊穡を願って執り行われる可児郡を代表する由緒ある祭礼であります。一方で、保存会役員の高齢化と後継者不足により存続が危ぶまれている状況ですが、協力者を募りながら保存活動を行っておられます。

令和6年4月の開催に向けては、高山議員が代表を務められている御嵩薬師祭礼協力会による応援体制を取りながら、願興寺本堂の完成までは中山道みたけ館の駐車場において、一部規模を縮小しながらの開催を予定しております。

町としては、指定文化財に対する従来の補助金の交付や組織の強化に対する支援など、歴史ある大祭の伝統を保存、継承していけるよう、引き続き支援をしております。

また、この御嵩薬師祭礼の大山、曳山は、本堂修理工事の着手前は願興寺境内で執り行われ、



山車などの備品は分解して本堂床下に収納をしておりました。しかしながら、防犯、防火の面から、本堂修理完成後は床下への収納が困難であることに加え、毎回の組立て、解体の費用もかさみ、部材も傷むということから、組み立てたままでの収蔵ができる収蔵庫の整備が課題となっております。この山車などの収蔵、保管につきましては、補助事業や助成金事業の適用について模索をし、本堂修理完成後の祭礼開催場所の検討も行いながら、令和6年度の重要文化財願興寺保存活用計画の中で検証していくこととしております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

10番 高山由行君。

**10番（高山由行君）**

ありがとうございました。

大分納得はしております。理解は大分、80%はしておりますが、1つだけ、ちょっと修理保存会のことについて少しだけ、必要であるということは、これからも何らかの形で存続していくというふうに理解しましたが、これも先ほど申しましたように、発足したときは町長主導でやったという形もありますが、辞められた方も多く、今メンバーも少なくてどうしようかという、担当係も悩んでおまして、何らかの町からのバックアップがなければ、これがまた再スタート、いい形で本堂が完成のときに活躍できるような組織になっていかなくてはならないと思っておりますので、そこら辺のバックアップ体制はどのような形で取りますか。

**議長（大沢まり子君）**

教育参事 筒井幹次君。

**教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）**

高山議員からの再質問にお答えをいたします。

保存会の存続といいますか、支援になるかと思えます。

議員御指摘のように、最近ではこの保存会の活動というものはほとんどされていないというような、ただ一方で現場見学会等への支援をいただいておりますし、また会員の中には個人的にといいいますか、活動していただいている方もいるというふうに認識をしております。その一方で、御指摘もいただきましたように、会の発足以来、最大で19名会員がおられましたけれども、現在は9名ということになっておまして、この願興寺の完成までの間に立て直しは必要であるのかなあというふうに思っております。

こうした中で、町としては、可能な支援は十分に行ってまいりたいと考えておりますが、やはりその立てつけとしまして、民間の団体であるということと宗教法人である願興寺さんを支

える母体であるということ、ここら辺を留意しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

10番 高山由行君。

**10番（高山由行君）**

ありがとうございます。

形として必ず残さなあかん団体ですし、それと1つ、その保存会の立ち位置が、その活用計画をつくって、それを運営していく団体が多分また新しくできると思いますけど、もともとこの保存会というグループも願興寺に対して物すごく思い入れのある人が集まっておって、願興寺をどうやって盛り上げていったらいいか常に考えている人たちの集まりなんです。そういう人が参画できるのか、また別で考えて、お金が集まった、これからどうしようというところで、そのまちづくりの団体の仕事があるのか、実際。そこら辺の、だからすみ分けが大変難しそうで、これからそういう団体が、せっかく今まで一生懸命やってきて、お金も集めて、やっと本堂が直って、これから落成式もいろいろとあると思いますが、そこら辺の関わり合いになる部分が本当にあるのか、どういう形で関わり合いになっていくのかだけ少しお教えてください。

**議長（大沢まり子君）**

教育参事 筒井幹次君。

**教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）**

関わり方ということであります。

先ほど議員もおっしゃいましたように、保存会の会員さんの中にもやはりそれぞれの思いがあるかと思えます。本当に願興寺を守っていきたいという思いを持って入られた方、または願興寺を支援するための募金に力を入れたいと思って来られた方、いろいろあると思えます。今後は、こういった今後のことを考えていきますと、本堂のみならず、やはり願興寺さんにとっては、願興寺さんのほかの所有物の整備、町にとっては町有地にありますトイレであったりとか駐車場であったりとか、こういったところの整備、そういったものを考えていく中で、それぞれの思いを出し合っていただくということが一つになると、保存計画の中ではなっていくと思います。

それに向けて、今度は保存会のほうがそれを実施していく段階で、願興寺さんの資金面ですね。今募金を募られて、今はめどがついているわけですがけれども、今後さらに整備が必要なものがもし出てきた場合には、もう一度募金活動をされるというようなことも想定がされるころではありますので、そういったところも含め活動していただくことになると思っております。

以上です。

[10番議員挙手]

**議長（大沢まり子君）**

10番 高山由行君。

**10番（高山由行君）**

ありがとうございました。

もろもろ質問はしましたが、願興寺、御嶽宿という位置づけが、御嵩町、名鉄も相まって、これからの町の中心の目玉になるのは確実であります。御嵩町が深い関わりを持って、これを守って活性化させていくのは当たり前のことです。

先ほど紹介していただきましたが、私も含めて議員5人が薬師祭礼の協力会という形で、今何とか、保存会のほうが3人しかいない体制で維持ができないということで、5人の議員さんに手を挙げていただきましたので、一緒になってここ何年かはやっていますし、薬師祭礼も御嵩町の宝、本堂もそうです。建物もそうですが、有形、無形問わず、みんなで御嵩町で盛り上がり、盛り上げていきたいと思っておりますので、ぜひ町の御協力をよろしく願いまして、私の一般質問とします。ありがとうございました。

**議長（大沢まり子君）**

これで、高山由行君の一般質問を終わります。

---

### 散会の宣告

**議長（大沢まり子君）**

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日3月7日の午前9時より開会します。

これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時24分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 まり子

署 名 議 員 岡 本 隆 子

署 名 議 員 谷 口 鈴 男